

平成17年第6回教育委員会臨時会記録

平成17年8月12日(金)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年8月12日(金)午前10時11分～午後12時42分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員 宮坂 公夫
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 上原 和義

庶務課長 和田 義広 学校適正配置担当課長 吉田 順之

杉並師範館長 田中 哲 学校運営課長 馬場 誠一

学務課長 井口 順司 指導室長 松岡 敬明

社会教育課長 赤井 則夫 済美教育一長 杉田 治
スポーツ課長 副所長

中央図書館長 原 隆寿 中央図書館長 齋木 雅之
中次

事務局職員 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 20名 (延べ28名)

会議に付した事件

(議案)

議案第47号 中学校教科用図書及び学校教育法第107条教科用図書の採択について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第47号 中学校教科用図書及び学校教育法第107条教科用図書の
採択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

委員長 本日は、マスコミ関係等からカメラ撮影・録音の申請が出ていますが、会議の冒頭だけに限らせていただきたいと思います。なお、審議が始まりましたら、カメラ撮影・録音は、ご遠慮いただけるようご協力をお願いします。

では、長らくお待たせをいたしました。

ただいまから第6回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が1件となっております。

審議に先立ちまして、傍聴の皆さん、それから、マスコミ関係者の皆さんに申し上げます。

会議における言論につきまして、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語、雑談などをされないよう、また、みだりに席を離れませんか、また、携帯電話の電源を切っていただくことについて、よろしくご協力のほどお願いいたします。

本日は、前回の教育委員会で継続審議となっております、議案第47号「中学校教科用図書及び学校教育法第107条教科用図書の採択について」の中学校の社会の種目について審議をいたします。

審議の方法ですが、種目ごとに審議を行い、議論が出尽くした段階で採択の議決をし、順次、次の種目に進めさせていただきます。

以上の点について、よろしいですか。

(「了承」の声)

委員長 では、審議に当たりましては、出版社名を明らかにして、発言していただきますようお願いいたします。

それでは、前回審議の途中となりました社会の歴史的分野から始めさせていただきます。

どなたかご意見ございましたらお願いいたします。

大蔵委員 いいでしょうか。

委員長 はい。

大蔵委員 これにつきましては、前回、採択ができませんで、延期をして今日になったわけですが、その発言をしたのは私で、皆さんのいろいろな意見が出ましたので、もう一回読み直してみようということで、ご了解を得ました。1週間ぐらいの時間がありましたので、私は読み直してみました。

もともと、どういうふうな作業をしたかということ、教育委員はお互いに、もうわかっていると思いますけれども、ちょっと傍聴者もいらっしゃるので、その経過を少し私は話をしたいと思います。

それは、今年から文部科学省の指導がありまして、教科書会社に、教育委員に1冊ずつ各教科、その出版社が出している教科全部について、1冊ずつ教育委員に渡るようにということが言われたそうです。そのため、私どもも全員、すべての教科書を1冊ずつ家に届けてもらって、読むことになりました。

従来は、教育委員会の部屋に来ているものを読みに来なければならなかったので、非常に時間も取られますし、煩わしいし、私もコンピュータを持ってきてどんどん取りましたけれども、それでも十分ではなかったと思いますが、今回は自分の家にありますから、非常によく見ることができました。

ただし、これは若干の問題があるのは、使用終了後、教育委員会事務局としては、いろいろなところの展示用やら、教員間の研究用のために全部返してもらいたいということです。だから、本当は、その教科書を読みながら付箋をどんどん貼っていく。それで、その部分に自分の思ったことをちょっと書いておく。それを他の教科書と対比したり、それから、疑問の点をどこかに当たって調べるといようなことをすると簡単なんですけれども、書き込んだりすることができないわけです。

それで、コピーを取ることも少し考えてやったんですが、そうしますと、1ページずつ取っていくと、必要ではない箇所もあるから、たった1行のためにコピーを取りますと物凄く膨大になりますので、それはできないということが途中でわかりました。それで、全部一つひとつの教科書について考えたところを、1冊ノートを作りまして、そこに全部、その教科書の何ページに何ということが書いてあると書き留めて、若干疑問に思ったこととか、これはいいとかいうことをメモしておきまして、後からもう1回当たるということをやりました。しかし、それは大変な作業なんです。なぜかという、全部で教科書は、百何十冊あるんですよ。もちろん、歴史・公民とか国語のように、とにかく非常に精密に読んで、箇所を拾い出すものもあれば、実技的な教科書であって、そういうこととは違った観点から見るとものもありますから、すべてのメモがそれほど詳細なわけではありませんけれども、しかし、一応とにかく全部の教科書を読むわけで、それは大変な作業なんです。

その中から申し上げる訳で、教科書の審査ということですから、細かいことについては、どうしてもここで学術的な討論をすることはできません。それぞれの教育委員は十分に読みこなしていると私も思っていますので、私がこういうことを言えば、当然、他の教育委員は、ああ、このことだなということがわかると思って話をしているわけです。しかし、傍聴をしていらっしゃる方なんかには、よくわからないという部分やら、それは舌足らずではないかとか、その部分だけ見れば間違っているんじゃないかという指摘はあると思います。けれども、あくまでも、教育

委員の間で、教科書の審査をするための作業をしているのであって、精密なことをやっていけば、どれだけ時間があっても足りないということをご理解いただきたいと思います。

それから、今回はどうやったかという、前回、私はこのメモをとるときには、1冊ずつ教科書について書いたように、ずっと読んでいながら書いていって、そして、この問題のこの部分については問題がある、この部分はよく書いてある、この部分はちょっと足りないのではないかということをやりましたが、何が書いてないかということは、そういう読み方の中からは、なかなか出てこないですね。よほど私が関心を持っていることで、えっ、これはないの、ということはあるかもしれませんが、全体としては、そういうことはあまりございません。書いてあることについてやっていきました。

今回、もう一回読み直そうと申し上げたときには、私は、今度は横に読んでみたらどうかということで、8冊の歴史的分野の教科書を開きまして、そして、古代から順番に、横に読んでいきました。だから、同じ記述があるかどうかということを読んでいきました。

そうすると、その結果、やっぱりどの教科書にも全部書いてあることはないということです。それは当然のことです。あるスペースの中で、配分をして書くわけですから、あるところの部分についてたくさん書けば、他の部分はどうしても薄くなります。時には省略をするということになります。写真が1枚出ているだけだったり、全然書いてなかったりということもあります。

そして、そういう過程の作業をしたときに、これは意外や意外といいますが、当然のことと言われる方もあるかもしれませんが、検定委員から最も意見がつけられたと言われる扶桑社の教科書が、一番この学習指導要領に近い記述をずっと並べているということがわかりました。

その事実をずっとつなげて両方書いていくときに、そこにある用語みたいなものの違いが大きく際立ってきます。同じことを書いてあるんですけども、そこに使ってある固有名詞とか、出てくる事実についての記述の仕方というのがそれぞれ違います。

これも、たくさん申し上げると大変ですので、一つ例を挙げれば、豊臣秀吉の朝鮮出兵について、これは、指導要領に出兵と書いてあるわけですが、大部分の教科書は、侵略と書いてあるんですね。しかしこれは、私は間違いであると思っています。侵略というのは、ネーションステートというのが成立してから以降の概念であって、それ以前は、特にヨーロッパ諸国においては、土地とそこに住む住民というのは、王様またはその領主のものでした。だから、例えば、結婚するときに持参金で持っていったらうんです。それで、オーストリアとスペインなんかもそうですけれども、非常にわかりやすいのは、私はずっとイギリスにいましたので、スコットランドの北にオークニー、シェトランドという諸島があります。この島々は、ノルウェーの王女が、ス

コットランドの王様と結婚するときに、持参金として持ってきたんです。それで、それまでノルウェー領だったのが、スコットランド領になったわけです。それで、ノルウェーは、後になってこれを返せと言ったんですけれども、もう既に何百年も経って、成立しているということで、それは認められませんでした。しかし、大体そういうことが簡単に行われるわけですから、もう侵略なんていう概念が、国家という概念が全然違うんです。だから、侵略と言われるようなのは、近世以降でありますから、豊臣秀吉の時代に侵略と書くのは、やっぱりこれは間違いであると思います。そのような幾つかのことがわかりました。

そして、これに伴いまして、いろいろなところから概括的な形であるものもありますし、具体的に、私に間違いではないかとか言って指摘をされたこともありますので、それについても申し上げておきたいと思います。

1つは、在日本大韓国民団中央本部の朴さんという方から、私が前回発言をした、1965年の日韓条約に関して、「韓国では全部が発表されなかった」と言ったのは間違いである、これは韓国で発表されているというお話があって、公式の席で発言したものだから、公式の席で訂正してもらいたいという申し出がございました。

これは、正確には確かにそのとおりで、私の間違いということが言えると思います。ただ、私が申し上げれば、これは日韓条約ではなくて、正しくは、日本と韓国との間の何とか基本条約という長ったらしい名前がついていると思いますけれども、この条約そのものは、全部で7条しかない非常に短いものなんです。何も書いていないというのが私の実感です。

第1条では、例えば、外交関係を樹立して、ここで大使館とか領事館を置くということ。

それから、2番目には、日韓併合条約と言っていますけれども、当時の韓国と日本との間で結んだような条約協定等は、すべて消滅したことを確認するということ。次に、韓国の地位、大韓民国を朝鮮半島における唯一の政権として認める。まるで、北朝鮮は存在してないんです。また、お互いに国連の憲章を守って行動しましょうとか、そのようなことが書いてありまして、最後に、批准。お互いに条約結んだ以上、できるだけ早く批准して、発効するようにする。そのようなことが書いてあるだけです。

具体的に何をするかという外交上のことは、大使館を開くというのがありますが、それ以外のことは何も書いていないんです。条約というのは、そういうものが比較的多くて、その後の、同時に締結するいろいろな条約であったり、協定であったり、議定書であったりとかいうものの中に記載するということが多いです。特に問題のある条約の場合には、そういうことはよく行われます。

私が言っている日韓条約というのは、そういうことを含めて言っているんであって、日韓条約

そのものに何も書いてない条文が全部発表されたかどうかというのは、私に言わせれば、それほど意味のあることではなくて、当たり前のことであると思っています。

例えば、サンフランシスコ条約という日本が独立を回復した条約がありますけども、これを言うときに、サンフランシスコ講和条約だけを論じるということとはできないんです。一緒に、日米安全保障条約というのを結んで、それから、それに伴う協定やら何やらがたくさんありまして、それらがサンフランシスコ条約に参加しなかったソ連の一番の言い分だったわけですね。講和条約を結んで日本が独立をするのなら、これまで占領していた占領軍は撤退すべきであると。ところが、アメリカは居座りを図って、日本との間に駐留継続のために日米安全保障条約というのを結んだ。そのまま居残るのはおかしいではないかと言って、ソ連はこれに参加しなかったわけですから、その部分を言わないで、サンフランシスコ条約を論ずることはできないんです。だから、日韓問題も、やはりそういう性質を備えています。

そして、日本国内では、この内容は、正式に発表するかどうかは別としまして、すぐに公知の事実になりまして、韓国国民の個人的な請求権、日本政府に対する請求権というものは、韓国が責任を持つことになったから、解決済みであるということが言われましたが、韓国では、このことについては、正式に否定もされませんでしたけれども、承認をされて明らかにされることはありませんでした。これは、前回も言いましたけれども、被害を受けたという関係者に現れましたけれども、きちんと面倒を見るというようなことは、韓国政府はしませんでした。これは当時、朴正熙（ボクセイキ）と言っていた、朴正熙（パクチョンヒ）という、クーデターで政権を取った大統領が、韓国をできるだけ早く先進国に追いつかせよう。経済のビルドアップといいですか、テイクオフといいですか、それに力を入れるということのために、名目はいろいろありましたが、日本から6億ドルから、それにずっと後で追加して2億ぐらいで、最終的には8億ドルぐらい獲得しました。当時としては、非常に多額の、日本が自由に使える外貨保有額のほとんどを韓国は獲得をした。これで、現在のような非常に発達をし、コンピュータでも、テレビでも、それ以外のもの、自動車でも、世界のトップに位置するぐらいに発展したわけですが、1965年当時の韓国は、GNPも非常に低いし、北朝鮮よりも生活水準が低いと言われているような状態で、今からはとても信じられないような状態であった。そして、やはり軍事政権であったものですから、一種の開発独裁国家であって、言論の自由も非常に厳しく制限されていました。したがって、そういうことが発表されなくても、そんなに問題にならないで通過してきたわけです。

今年の1月に、盧武鉉政権は、これに関係する交換公文だとかを発表いたしました。これも、まず全部ではなくて、日本政府との協議が調っていない部分があるので、まだ残っているようですけれども、大まかなところを発表しました。その中に、はっきりと韓国国民の請求権について

は、韓国政府が処理するということが明文で書いてあります。だから、これを発表したときに、盧武鉉大統領もそのとおりであるということを確認しました。ゆえに、日本側に個人的な請求権に応じる責任はないと、解決済みであるということです。

これも私は前回言いましたように、それでは、それで済むのかということについては、いろいろあります。韓国も発展しましたけれども、日本はまたそれに倍する、1965年当時から、当時もオリンピック後ですから、相当発展していましたが、その後にも目覚ましい経済成長を遂げました。そして、一時期はアメリカを抜くかと言われるぐらいのところまで来たわけですから、それからすると、ではもうそれで終わったのだから、何もしないよということでもいいのかどうかについては、私は、それは別の考え方があってもいいのではないかと前回申し上げました。それは、現に行われておりました、政府レベルではありませんが、民間レベルでいろいろな形でお金を渡すと、そういうことをやっております。

ただ、これを政府レベルでやるとなると、その人が本当にそれに該当するかどうかという調査だとか、どこにいたのか、何をしたのか、どういう被害を受けたのかというのを細かく調べることになりますから、それはまた、向こうの人の個人的ないろいろな自分史だとか、プライバシーだとかに関係がありますので、それは多分できないだろう。だから、個々に志を持った人たちがやるということにならざるを得ない。ただ、あくまでも政府レベルでは、請求権問題は今後とも片づいたことになると思います。そういう意味では、前回の教科書の書き方はですね、日本が戦後処理を行っていないと断定する書き方には、問題があると思っています。

これも、今、言いましたように、細かく言えばもう限りなくありますが、教科書審査は今日で終わることになっておりますので、これについては、これ以上のことは申し上げます。

それから、もう一つ来ているんですね。それは、部落解放同盟全国連合会杉並支部というところからです。それは、さっきの民団から来たものと違って、もっと複雑です。民団のは、日韓条約を発表したというのは間違いでないかということで、非常に問題点は簡単なんですけれども、こちらの方はそうではなくて、それを全部読み上げるだけでも非常に長いものですから、私は要約をいたしまして、お答えをする形のお答えできる範囲内のことで申し上げます。

その第1は、大東亜戦争というのは、アジアを差別する言い方だと言う人がありますが、私はそうではないと思います。当時存在した固有名詞を抹殺することは、私は正しいことではないと思います。これについては、そのときに一緒に支那事変のことを申し上げました。これは繰り返しませんけれども、なぜ事変だったのか。北支事変といい、その後、支那事変といい、1941年12月8日に日本がアメリカを攻撃するまでの間は、支那事変という長い通称が通されてきたわけです。ただ、それを消してしまうこと、日中戦争と、これは扶桑社まで全部そう書いてあるんです

けれども、それは私は良くないと思うんですね。なぜ事実と称されたかということを追及していくことができません。

だから、大東亜戦争というのも、大東亜戦争を肯定するか肯定しないかとは関係がなく、大東亜戦争という名前で、日本は戦争をしたということは、この日本政府の意図であるとか、それが非常に誇大妄想的であって、世界をも欺くものであったのか、それとも非常に信念に燃えて正しいと思ってやったのか、それはいろいろな解釈はありましようけれども、その大東亜戦争、呼称そのものを消してしまうことは、時代背景をわからなくするので、良くないと思っています。

そのとき、ついでといたしますか、それに伴いまして、そういうのは一種の言葉狩りである。言葉狩りといえばいろいろなものがあって、この間、浅田次郎さんの話を聞きましたけれども、この人も、「私はもの書くのにいろいろなところで、出版社にこれは差別用語ですからいけませんと言われる。そうすると、江戸時代のことをどうやって書いていけばいいのか。私は別に差別意識を持っているわけでも何でもない。そのことをみんなに伝えたい。そういうものは正しいことではない、間違っていることをちゃんと認識させるように書くつもりでいるんだけれども、その言葉がいけないと言われると江戸時代が浮き上がってこないというので、私は非常に悩んでいます。だから、こういうことは文学者だけが言うのはおかしいけれども、すべて文学者について、立て看とか、宣伝ビラに書くことではないのだから、撤廃をしてもらって自由に書かせて、そして、その中身について論じてもらいたい」ということを言っていました。私も全くそのとおりだと思います。

ある言葉を言い換えて消してしまうことは、非常にあいまいにすることになります。例えば、目の見えない人に、目の不自由な方と書くのは、非常にいいようですけれども、しかし目の不自由というのは、見えないのか、薄く見えるなのか、それとも目を怪我しているのか、いろいろな形があります。それはもうあいまいにされてしまって、そして、しかもこれで、形式的に差別が解消したというような意識を持たせるのは、私は非常に良くないと思います。だから、差別用語が間違っていることはちゃんと言わなければいけませんけれども、言葉狩りということについては、私は反対です。

それから、それがだんだん伸びてきて、その次に、清水書院の教科書の同和政策に関する記述について、私の発言について抗議がありました。

これは、2002年3月に、これも正式な名称で言えば、私は正式に言わなかったんですけれども、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」というのが期限切れになった。今から3年ぐらい前に。期限切れになりました。そのことを私は言ったんですが、抗議文によりますと、「これによって大蔵委員は部落差別がなくなった」とでも言いたいのでしょうかと

いうのです。そんなことは、私はどこにも言っていません。そういう法律はなくなりましたということをおっしゃただけです。それで、抗議文もこれは断定していません。「差別がなくなったと言いたいのでしょうか」と言って、その後、今度は長々と私に対する抗議が続いています。けれども、これも言葉がなくなり、法律がなくなったからといって、部落のみならず差別がなくなるなどと私は全く考えていません。

私は、東洋大学というところにずっといたんですが、ここは、磯村さんという方が学長をなさっていました。磯村さんは、同和問題については非常に理解のある方で、これを解消するために、なかなかなくなる差別を解消するために、非常な努力をなさった方です。私は長い期間、磯村先生を非常によく知っていました。

東洋大学は、埼玉県朝霞と川越に校舎を持っています。これは、狭山事件というのに非常に近いところでしたから、何かあるごとに東洋大学では、狭山事件のことを取り上げて、部落差別をしないように、同和問題の解決のためにやるようにと、学内でもいろいろな集会があったりして、文書もたくさん出ています。私もそれに関係したことはあります。ですから、私は、同和問題がそんなに軽々しい問題ではないし、それから、ちょうど明治維新のときに、四民平等と言ってもなくならなかったのと同じように、根強い、いろいろなところにある、表には出ないけれども、例えば、結婚のときとか就職のときに表れていることはよく知っています。それについて、私が、部落の差別がなくなったと言っているなどと取られるのは全くの心外です。しかし、これについても、この論議をしていけば、一日かかっても、とても終わらないことなので、今日の教科書審査の過程から、私はこれ以上申し上げることはいたしません。

それで、さっき言いましたように全部の教科書を横に並べて読んで行った結果、私は、前回、全体としては扶桑社の方が流れは非常にいいし、よく書いてあるが、全ての教科書が、これは教育委員がみんな認識していることですが、教科書検定を通過したものですから、どれを採用しても、最終的にはどれがいけないということになるような様相は含んでおりません。ここでは、私が不満に思ったり、推薦したりする事項を挙げているものの、教育委員全部の作業認識は一致しています。そこで、私が前回言ったときのことをおさらいしますと、扶桑社が一番いいのではないが、しかし、東京書籍も決して悪くないし、大阪書籍も、非常によくいろいろなところを要領よくまとめてあって、悪い教科書ではないと申しましたが、そういう順位は私は変えることができませんでした。

以上が、私が読み直した大体のところですが、長くなりまして申し訳ありません。

委員長 はい、ありがとうございました。

では、他の方。

安本委員 私も1週間お時間がありましたので、注目していたというか、特に関心を持っていた教科書について、もう一度読み直してみました。

扶桑社の「新しい歴史教科書」につきましては、言われているように、文化について多くのページを割いてありまして、いかに日本文化が豊かであったかということは大変よく伝わってくると思います。取り上げている項目とか内容が多くて、記述がすごく詳しいんですけども、この詳しいということが、もう少しわかりやすい表現であれば、現場ではもう少し使いやすいのではないかと考えています。ただ、心掛けてはいらっしゃるようで、以前と比べると随分、中学生が読んででもわかるようになったのではないかというふうに思いました。

あと、私は、帝国書院に関しましては、やはりこれも読み直したんですけども、いいと思いました。

なぜかと申しますと、学校では、子どもたちがどうやって学ぶか、学校の先生方が何を望んでご指導になっているか、そういうことを考えますと、やはり自ら学ぶ、自分で学んでいく。それは、いろいろな資料や地図とか、図とか、そういうものから、自ら学んでいく学習というのを学校の先生方は望んでいらっしゃるし、親としても、やはり自分がこの資料を見てどういうふうに思ったか、何でこうなのだろうという、深いところまで自分で考える力を養ってほしいというふうに思っています。これは、社会だけではないんですけども、特に社会については、いろいろな部分で、そういうことは言えると思っています。そういう気持ちで、帝国書院をもう一度読みました。

それで、いろいろな歴史絵図とか絵巻物とかが大変効果的に使われています。その中から、当時の人たちが、どんな生活をしているのかという、読み解こうとさせるような教材というのが多いように思いました。資料を基にして、なぜなのだろうと、どうしてなのだろう、どうしてこうなのだろうというふうに考えさせる工夫というのがあります。

例えば、明治天皇の写真を普通の姿と軍服姿と2枚載せているんです。どうしてこういうふうに変ったのだろうというようなこととか、自由民権運動の演説会の様子とか、子どもにそれを見せて、これはどうしてこうだったのだろうということを工夫しているのは、大変にいいと思います。

それから、可能性を考える意味では、いろいろな選択肢というのを載せるべきだというふうに思っているんですけども、そういう意味でも幾つか良かった、こういう方法でやったらいいのではないかというのがありました。

もう一つは、大阪書籍です。

これは、やはり近代史の内容が大変充実して、これから公民に入っていくのにつながる適切な

方法を取っているなというふうに思いました。過去に学ぶ史料というか、そういう言い方が正しいかどうかちょっとわかりませんが、そういう記述が多く、なかなか言葉使いとか記述もわかりやすく、いい教科書だなと、わかりやすい教科書だなというふうに思いました。ただ、至るところに漫画が出てくるのですが、これがちょっと今の子どもたちにどうだろうというふうには思いました。

あと、歴史上の環境問題を積極的に取り上げていまして、江戸時代のごみの問題であるとか、そういうことはなかなか興味を持たせるのにいいと思いました。

それで、実は、私のところにも幾つかとありますが、いただいたものがありまして、そのことについて、歴史を問うだけでなく、全般的なお話も含めて、少しさせていただきたいと思います。

これからの時代を生きていく子どもたちには、今の平和を守って、それから、世界の平和を願って行動していってもらう責任があると思っております。戦後60年が経ちましたけれども、過去を忘れることなく、その悲惨な人々の苦しみや深い悲しみを語り伝えることで、子どもたちに平和の大切さが伝わるのではないかと考えています。

以前読んだ新聞の投書欄に、ある塾の若い先生の投書が載っていました。

中学2年生の女の子が「原爆って何」と質問したそうです。また「アメリカと日本が戦争したのですか」と聞かれて、あまりのことにびっくりした大学の先生もいらしたということも聞いています。どちらも極端な例かもしれませんが、60年という長い歳月を経て、ともすれば風化してしまいそうなあの戦争のことは、きちんと子どもたちに伝えていかなければならないと思っています。

多くの子どもたちにとって、教科書とはある意味においては、正しいことが書いてあるバイブルのような存在ではないでしょうか。だからこそ、1つの考えだけを載せるのではなく、幾つかの説があればそれらを載せて、受け取る子どもたちが、自分たちで比べて、考えて、学んでいくべきものではないかと思っています。個々の立場はあって当然ですけれども、教科書は立場の異なる人たちが、納得はできないけれども理解はできるという、そういう最大公約数であるべきです。

あの戦争において、「日本の将兵は敢闘精神を発揮してよく戦った」、「困難な中、多くの国民はよく働き、よく戦った」と、もし書くのであれば、家を失い、家族をなくし、食べる物もなく苦しんだ、本当に普通の人々のことも書くべきですし、唯一の被爆国として、その甚大な被害についてもきちんと書くべきだと思います。

私が受けてきた教育から学んだことや、両親や祖父母から聞いてきたことと、あまりに違うことに私は大変に驚きました。私の今までの経験、そして思いから、日本に都合の悪い歴史の事実

を書かないことで、その行間に戦争に向かうのではないかと本当に深い不安を感じました。

委員長 はい、わかりました。どうぞ。

宮坂委員 よろしいですか。

委員長 はい。

宮坂委員 それでは、私の考えを申し上げます。

前回の採択のときに、私の考えは大体申し上げましたので、今、さらに改めて追加することもございますが、最後に、憲法の話が出ましたので、私の意の尽くせなかったところ、あるいは誤解されやすい表現もあったのではないかと、そのような指摘も受けましたので、その件に関しまして、もう一度私の考え方というのを申し上げてみたいと思います。

前提としまして、私は、今の憲法、現在の日本国憲法は、形式的には、その成立は大日本帝国憲法、つまり、前の明治憲法を改正してつくられたということになっておりますが、実質的にはもちろん、その成立の過程あるいは内容的にも改正限界を逸脱していること等、さまざまな点を見て、今の憲法とは全く違うという点は認識しております。文字通り、今の憲法は新憲法という意味ではと思っております。ただ、違うものではあっても、内容的には相通ずる点もあるのではないかと、そういった点を申し上げたまでです。これは、法律上、専門的に同じものという意味ではなくて、考え方の中で通じる点があるのではないかと申し述べたのです。

そのとき話題になりましたのは、その一つとして、天皇の条項です。

明治憲法の第3条には、「天皇は神聖にして侵すべからず」という条文があります。これは、いわゆる君主の無答責条項と言われるもので、「む」は「無い」、「とう」は「答える」、「せき」は「責任」、無答責条項と言われるもので、ヨーロッパの立憲君主国においては、憲法上の原則として、一般に認められているものです。内容的には、当然、君主つまり天皇は、実際の政治上のことでは責任を問われないと、問われることはないという意味ですが、当然、立憲君主国では、実際に政治を行うのは天皇ではなく、議会であり、各大臣でありますので、その結果について、天皇が政治的責任を負われるのではないということを書いてあるだけだと思います。

確かに第4条には、この憲法の条規により、政治を行うということがちゃんと書いてありますので、その点をただ書いているのです。この考えは、今の象徴天皇制とやはり通ずる面もあるのではないかなというのが私の考えです。それを申し上げたんです。

私は、憲法を専門に勉強したわけではございませんので、専門家から見まして、今のこういう説明に問題があるかどうか、ちょっと判断できませんが、私が申し上げたいのは、戦後の象徴天皇も、明治天皇も、法律上は立憲君主制という観点から大きな差異はなく、戦前だけが絶対的な権力を有する存在であるというふうに語るのは、誤解を招くのではないかと。これを申し上げたか

ったんです。もっと簡単に申し上げますと、私の申し上げたのは2点ございまして、1点は、明治憲法下においても、天皇は決して独裁者ではなかったということが1点です。

それから、2点目は、これは大藏委員もちょっと触れましたが、当時の言葉、あるいは行動、さまざまな現象を、今の時点で、今の基準で判断して、善悪を言うのはおかしいのではないかと、やはり流れというものを考えなければ。その点も私は申し上げたかったので、大藏委員が大東亜戦争の呼称についておっしゃっていましたが、これは前回のときは、それは私も申し上げたのですが、そういう呼称をもって、昔は侵略ばかりしたとかという見方はおかしいのではないかと思うんです。この天皇の条項も、「神聖にして侵すべからず」という物々しい表現をしておりますが、内容的には独裁ではないのだから、結果的責任を負わないのだということを言いたいためではないかと思えます。

こういった表現、こういった言葉を捉えて、昔はものすごい独裁、暗い、暗黒だという言い方をするのはおかしいので、当時この憲法を世界はどう見ていたか、外国はどう見ていたか。

当時のヨーロッパの先進国では、アジアは古い、遅れた未開の地域だという見方が、一般的だったようです。その遅れたアジアの一国である日本が、このように近代的な議会制憲法をつくられたことに、当時驚きと称賛の声を上げたという記録も載っております。この辺は、やはりきちんと教えてというか、流れというものを、やはり子どもたちに私は伝えていきたいと思えます。

今度の新しい教科書ではどのように書いていますか。

例えば、全部挙げるのは時間の関係もありますので一つ挙げますと、例えば、日本文教出版。これには、この憲法、これは明治憲法のことですね。この憲法では、天皇は神聖で侵すことのできない存在で、主権は天皇にあり、軍隊を動かしたり、外国と条約を結んだりする権限も天皇にあった、こう書いてあります。他に清水書院も、天皇に極めて大きな権限を与えた。こういう書き方だけで、もっと他のその時の状況をいろいろ説明しないと、誤解を招くのではないかなというのが、私がちょっと心配した点でございました。何か天皇は、独裁だったのではないかと、そういうふうな意味合いに取られるのはやはりまずいので、当時のいろいろの流れというものは、伝えなければならないなと思ったんです。

ちなみに、扶桑社はどういうふうな表現をしていますかと。扶桑社はこの件については、天皇が、日本を統治すると定めた。その上で、実際の政治は、各大臣の輔弼、これは助言ですね。助言に基づいて行うものとし、天皇に政治的責任を負わせないことも謳われた。この天皇に政治的責任を負わせないことも謳われたのは、「神聖にして侵すべからず」の意味だと私は解釈したわけですから、やっぱりこの程度の説明は欲しいと思えます。

それと、やはり日本の過去、明治もそうですし、その前もそうですが、暗いイメージだけで描

いていくというのは、子どもたちに夢を与えない。何か、こんな国に生まれてという気持ちを持たれるのは、やはり私は、教育上まずいのではないかと思います。もともと私は、日本という国は、あまり争いを嫌う、和の精神を尊ぶ、独裁を嫌う、実際問題いろいろ批判する面もあると思いますが、流れとしては、国民の中にもそういうこともあったのではないかと思います。

憲法とは別なんですけど、「五箇条の御誓文」というのがありまして、それにも「広く会議を興し、万機公論に決すべし」と、そういうような、独裁を戒める言葉もありました。これは明治以降というよりも、ちょっと話は飛躍しますが、1500年前、飛鳥時代ですね。聖徳太子の時代です。そのときに作られました「十七条の憲法」、これにもそれははっきり謳われておるんです。

4年前、扶桑社という会社が、新しく歴史教科書を出しまして、それを見ますと、確かに聖徳太子のことを説明してありまして、「十七条の憲法」も書いてありました。

例として、1つには、1条から3条までですね。1条は、これはよくご存じの「和をもって、和らぎをもって貴しとなし、さからうこと無きを宗とせよ」と、仲良くしなさいということが、載っていたんです。私、当時、これを見たとき、これをもし載せるのであれば、「十七条の憲法」というものがありましたよというだけならこれでもいいんだが、どうせ載せるのなら、条文としての十七条を載せてもらいたいなという気持ちを持っていたのです。

今回、新しく出ました教科書を全部見ました。全部、どの教科書も聖徳太子について、一応説明しております。当然、「十七条の憲法」、「冠位十二階」についても、もちろん説明しております。そして、例として、1条から3条までは、どの教科書にも載っています。全部を見ましたんですが、清水書院が資料としてということで、1条、2条、3条と11条と17条を載せております。これは一つの進歩だと思います。

扶桑社は、全部載せているんです。全部を載せる必要があるかどうか、これはまたちょっと別なんですけど、35ページの右の方に1条から17条まで、これも、しかも今の言葉に、今の子どもたちが、中学生がわかるように、現代語に訳して内容がずっと書いてあるんです。全部を載せる必要は、ちょっと多いんじゃないか、必要ないんじゃないかという意見もあるかもしれませんが、私は、1条と同時に17条を載せているということになかなかいいなと思いました。17条は何が書いてあるか。これは当然、皆さんご存じだと思いますが、十七に曰く「大事は一人さだむべからず、必ずもろもろとともにあげつらうべし」、つまり独裁はいかんよということが、当時書いてあるんです。ですから、極端に言えばこの流れは、やはり明治の憲法にも生きているし、今の憲法にも生きている。日本人の中には、そういうものがあるのではないかと、そのことをやはり子どもたちにも、きちんと理解してもらいたいなというのが私の考えです。

清水書院で、どういうわけで11条も挙げたか、それちょっとわかりませんが、11条は、これは

信賞必罰のことが書いてあるので、どうせ載せるのなら、私はかえって10条の方がおもしろいなと思ったんです。これは我々もちょっと心したい。10条は、難しい字で書いてあるのでかなを振ってないと私も読めないんですけども、十に曰く「こころいかりを絶ち、おもてのいかりを棄てて、人のたがうをいからざれ」、早く言えば、考え方の違いで人を怒ってはいかんよということなんです。おもてのいかりとは、多分表情に出すことで、要するにカッカ、カッカとして、自分と意見が違う者に対して、強制することはやめましょうよと。お互いに話し合っている決ましようという、非常に和の精神になっておりますので、私もこれは心して、「十七条の憲法」の心で他も見てあります。

私はそういう意味で、非常に日本というのは平和志向の強い、そういう意味で、それを最もよく表しているのは、やはり扶桑社かなという流れとしては読んでいけばわかるなと思っております。ただ、諸々の現象についてはいろいろの表現があります。ですから、これについて、私は他の教科書のようにもちろん読みました。それぞれに検定に合格しておりますし、一長一短はそれぞれにあります。部分的には、先ほど、日本文教出版の話を出しましたが、批判したい点もありますが、全体の流れとすれば、もちろん、それぞれ教科書としては立派だと思います。ですから、私は、こういう平和的な流れを通して、他の教科書が戦争を賛美だと言って排撃する意思是毛頭ございませんし、私はたとえ反対があっても、こころいかりを絶ち、おもてのいかりを棄てて、話を聞くという態度は欲しいと思いますし、これはやはり、今の世の中にどうしても伝えたいと思っております。

そして、他の教科書を読みまして、何か日本の過去というのは、戦争ばかりで、他国に害を及ぼした、そういう話がよく出てくるんですが、やはり過去の日本人にも外国人に尊敬され、理解され、感謝される人も大勢いたんです。

その例としまして、これも前にちょっと話題になりましたが、扶桑社の教科書の中には、台湾の開発に功績のあった八田與一の人物コラムとして載せております。こういう人がいたのだということは、その載せ方がこれでいいかどうかということは別として、載せたのだということは非常にいいと思います。そのほかにも、当時、ナチスに迫害されたユダヤ人を救うために、外交官の杉原千畝、あるいは樋口季一郎少将、陸軍の軍人、こういう方たちも載せております。個人的には、私はもっとほかにも載せてもらいたいものもあるんですが、こういったものをとりあえず載せて、昔の日本にも尊敬すべき、外国のためにも尽くした人もいるのだということを、今の子どもたちに知らせるのは大事だと思います。

それと、歴史の人物を取り上げている箇所では、これは東京都の研究資料を見たんですが、扶桑社が447と一番多いんですね。他は、平均して250から260、ちょっと全部記録していないので

覚えていませんが、多くても300程度だと記憶しております。歴史上の人物を、いろいろな角度から取り上げるのは、やっぱりおもしろいし、歴史というのは物語ですから、民族の物語を子どもたちに伝えていくというのは、私は非常に大事なことはないかと思えます。そういう意味で、日本の民族の物語を一番伝えているのは、今のところ、私は扶桑社が一番妥当ではないかと思っているのが、これが私の考えでございます。

なお、今、特定の教科書、これは具体的には扶桑社ですが、特定の教科書だけに絞って、かなり激しい反対運動も起きているということは、これはやはり一つの偏見で、もう少し冷静に、こころいかりを棄てて、おもてのいかりを棄てて、冷静に読んでみれば、極端に言えば、全部検定に合格しているんですから、極端に大きな違いはないと思えます。なぜ、この教科書だけ槍玉に挙げているのか、その理由は私ひとつわからないんですが、この辺はやはり自戒して、よく読み比べて、いい悪いで決めたいと思えます。

特に、扶桑社の教科書について、韓国、中国、外国まで巻き込んで、かなり激しい批判があるのは承知していますが、もし我々の心の中に、これも、いいけれども、韓国がうるさいから、とりあえずは今回見送ろうではないかという、心があるとすれば、それは、私は逆に韓国、中国に対する最大の侮辱だと思っております。やはり、私は、言うべきことは言う。それが本当の意味での友好につながると思っております。それは、我々の考えに同調しろ、合わせろという意味ではなく、我々の考えはこうだということを理解してもらおう。その上で、友好的にできることはできるし、手を携えてやることはやると。それが本当の友好につながると思えますし、我々もそういう屈折した鬱積の、まあ、うるさいからというような気持ちがどこかに残れば、やはりかえってそれは悪いので、そういう見方は、相手を対等の民族と認めない、かえって最大の侮辱だと私は考えております。

私は、真の意味、そういう意味で理解してくれる韓国人、中国人も必ず存在すると思えます。理解するというのは、我々の考えに同調しろということではなく、こういう立場というものを考えてくれる者は必ずいると思えます。それが、必ず将来の友好につながるものと私は思えます。

私は、やはり日本の子どもたちに、私は年齢も年齢ですから、あと5年生きるか10年生きるかわかりませんが、今、小学校、中学校、幼稚園、大勢の子どもたちは、少なくとも20年後、30年後、40年後、50年後、この日本に生きて、この日本に生活して、この日本を支えていくわけですから、その子どもたちに夢を持たせる、そういう教育が欲しいと思えます。

もちろん、悪いことは悪いことで取り上げるべきで、扶桑社の教科書で、確かに日本の弱点、こういったことについていろいろ取り上げています。これはもうバランスの問題です。こんな国に生まれてというようなイメージを持たせたのは、果たして国民としての自覚を持たせる、祖先

に対する愛情を持たせることにならないのかどうか。やはり、文部科学省の出しました学習指導要領に一番忠実に載っているのは、私は今のところ扶桑社だと思います。他は全部だめだとは申し上げませんが。いろいろ出ました東京書籍、清水書院、あるいは大阪書籍、それぞれについては、私は立派な教科書だと思いますが、比べると、やはり私は、今のところ扶桑社ではないかなという感じが致しております。

以上です。

委員長 では、扶桑社のほかにもう1社と言われた場合は、お持ちにならないと。

宮坂委員 そうですね。今のところは、次にというまでは考えておりません。強いて挙げれば、大阪書籍、東京書籍、この辺あたり。それから、清水書院は今まで使っておりましたんですが、清水書院でももちろん構いませんけれども、大体この3社、大阪書籍、東京書籍あたりぐらいかなと考えております。

委員長 わかりました。

大蔵委員 今まで使っていたのは、帝国書院ですよ。

委員長 教育長は。

教育長 前回、今、使っている帝国書院の教科書は、今の先生たちが指導しているということを考えて、教育長という身分を持っている教育委員の立場で言うと、使い勝手を考慮しなくてはいけないという思いを持ちながら、また、大阪書籍も、本当にスタンダードによくまとまった教科書であるという感じもありますし、また、扶桑社も前回申し上げましたように、一貫した物の考え方をされていて、なかなか捨てがたい教科書だということで、この3社の中であればどれでもいいという言い方をしました。

その後、改めて読み直してみまして、それぞれに帝国書院は帝国書院で、歴史発見型で、証拠を丹念に積み上げながら、前回、因果関係がはっきり示されていて、読みやすいというお話をしましたけれども、証拠をもとに真実を考察をするという、こういうスタンスで変化を見極めていこうという書き方。

また、大阪書籍は、文化遺産などを時間軸と空間軸、時代と地域との関わりの中で、学びとっけていこうというスタンスをとっていて、時代の変化とその特色を考察をするという考え方で一貫をしている。

また、扶桑社は、過去の事象、事件、事実の中で、先祖という言い方をしていますけれども、私なりに言いますと、先人が何を考えて、そのときどきで何に悩んで、その問題をどのように克服しようとしてきたかということの中で、先人の生き様に学ぶと、こういうスタンスをとっている。公が前面に出ているという言い方もされますけれども、この教科書の中に、偉人、英雄の成

し遂げたことばかりが歴史ではないと、歴史は皆さんの足元に息づいていますと、こういう書き方がされています。

帝国書院は、一番最初の書き出しが、「身近な歴史を調べてみよう」ということから始まります。また、大阪書籍は、「時代の移り変わりを調べよう」。また扶桑社は、「身近な歴史を調べてみよう」というところから、それぞれ始まっています。つまり、身近にある事象の中から、それぞれに、帝国書院は事実を積み上げて真実を究明しよう、大阪書籍は時代の変化を読み取ろう、扶桑社は先人の生き様に学ぼうと、こういうスタンスでそれぞれの特徴があって、さっき大蔵委員が、8冊を横に並べてみると、学習指導要領に最も近いのは、扶桑社だとおっしゃっていましたけれども、4項目の学習指導要領の目標について、わずか200ページぐらいの紙幅で書くわけですから、すべてを書き込むということはなかなか難しい。そういう中で、濃淡をつけながら書かれているなという具合に私は考えます。

そこで、ちょっと大蔵委員と安本委員に、ご質問というか感想というか、そういったものをお許しいただけるでしょうか。

先ほど、言葉狩りという話がありました。ある作家を取り上げてのお話でしたけれども、文学の世界も教育文化の世界も共通して、言語を通して成り立っていることです。その言語というのが、文化そのものでありまして、文化の有り様というのが言葉で言い表される。つまり言葉、コミュニケーションを通じてしか、我々文化を理解できませんから、言葉が文化の有り様を象徴しているものです。

そういうことを前提に、私は行政マンですから、行政マンとして言葉というものを理解すると、時間と空間は離れて存在はしない。何がその当時に適切な言葉かということは、これはその時々々の教育文化、あるいは私は行政文化に身を置いていますから、行政文化の有り様の中で、適切に判断をする。時代とともに変わるという具合に考えるんです。

先ほど、大東亜戦争という言葉でしたが、それは固有名詞ですから、ネーミングをどうするかということを離れまして、教科書でどういう言葉を用いるか。また、こういう教育委員会という公の場で、どういう物言いで、委員の考え方を述べるかということについては、やはり少し整理をしていく必要があるのではなかろうかということを感じますので、改めて、大蔵委員にお考えをお聞きしたいということが1点。あともう一つ、学習指導要領に書かれてあって、前回申し上げましたように、検定を通っていることですから、私は検定を通ったものを一々詮索しようと思いませんけれども、調査委員会の報告で、扶桑社の教科書については、中世の部分、中世史が弱いということがありまして、私も前回ちょっと気になって、東京書籍、あるいは帝国書院、大阪書籍に比べるとやっぱりページ数から言うと、6ページから10ページぐらい少ないですね。6ペ

ージも少ないと書き込む量というのは、かなり違ってくると思うんです。そこら辺、学習指導要領を基にして書かれていることについて、また、検定を通過しているわけですから、とやかく言いませんけれども、やはり、現場から、中世史の記述が弱いということを言われたことについて、どういうお考えをお持ちかということをお聞きさせていただければありがたいと思います。

それから、安本委員で、「将兵はよく戦った」ということについてお考えがありました。あの文脈の中で、あの言葉が本当に適切だったかどうかということについて、私は見解を申し上げます。ただ、先ほど申し上げましたように、やっぱり言葉で綴られている。「よく戦った」という言葉の解釈、理解というのは、非常に多義的です。

前回申し上げました調査委員会の報告の中で、一面的だということがありました。私は、一面的だという言葉は、すべての教科書に当てはまることで、わずか200ページぐらいの紙幅で書くわけですから、全部書き込めない。また、ある事象をつかまえて、多面的に考察をする。私は、教壇に立っている教師の力量と資質に期待するところが本当に大きいということは、音楽でも申し上げましたけれども、私自身そう思っています。よく戦ったの「戦った」ということをつかまえて、これが戦争に結びつくというご指摘がありました。私は、全体的に戦争賛美、あるいは戦争への道を進めるような教科書のように思えないということを前回申し上げました。その、戦ったという内容ですね、戦うといっても、一人相撲をとるわけではありませんから、相手方がいて戦ったという相手方への慮り。つまり、他国の国民が傷つく、その傷つくということと、戦うということとの関連で、戦ったという意味を多義的、多面的に捉えるということは当然のことだと私は思っています。

それから、戦うに至った背景、あるいは戦った影響、こういったことを総合的に解析をするのが、「よく戦った」というわずか5文字に込められている意味と私は思っています。

この点で、ちょっと余計なことではありますが、鹿児島に知覧というところがあります。私は二度行きました。そこで、「よく戦った」という言葉をどういう具合に理解するかということ絡めて申し上げますと、あそこに見学に行った方、いろいろな方がおられますけれども、特に中学生、高校生が残した感想文などを読んでみますと、決して、特別攻撃隊で出て行って、よく戦った、あるいは、この犠牲の上に私たちが今あるのだという一面的には捉えていません。いろいろな思いが綴られています。それは、本当に、子どもたちが綴ったものを、読めば読むほど、本当に、前回申し上げましたけれども、こういう蛮行を二度と繰り返してはいけないという思いを強くするわけです。その「よく戦った」という5つの文字を知覧でいろいろ考えてみますと、今申し上げましたように、若い命を落としてしまった青年の思い。それから、その青年たちの犠

牲の上に、今私たちがこうやって生きているという思い。それから、若い青年たちが命を落とした、その息子、あるいは兄、弟、こういった失った家族の気持ちへの思い。それから、当然、前後にある他国の国民に対する多大な犠牲を強いた、そういう犠牲者が出たことへの思い。そういったことが、さまざまに交錯をしていることが、それが、「将兵がよく戦った」という言葉の中に盛り込まれている。

言葉ですから、多義的に取り扱う問題として、教科書を教えるのではなくて、教科書で何を教えるかということ考えたときに、私は、一面的に戦争賛美であるだとか、あるいは戦争の道を辿るものだとかという評価は、この文言の中からはできません。本当に複雑な国際関係のパワーポリティックスの流れの中で、避けられなかった戦争だとしましても、その原因、背景、この中で悩み、命を落とすということについて、本当に複雑な思いでいた、そういう先人の姿を、現実にあったことを通して、先ほど安本委員がおっしゃった、戦争のことを伝えていかななくてはならない。それは、そのとおりですけれども、こういう蛮行を止めるにはどうしたらいいかと考えると、私たちにも、教室で学ぶ生徒たちにも、一筋縄ではいかない。前回申し上げました、本当に戦争というのは生易しいことでは防げない。こういう冷戦構造の中で、核の問題があります。そういう一筋縄ではいかない、生易しいことでは防ぐことのできない、実際の世の中、現実の国際政治の状況をしっかり受け止めた平和の構築、これをどうすればいいかということ考えることが、私は大事だろうという具合に考えています。安本委員の意見を求めようと思いませんけれども、「よく戦った」という言葉を、これを教えるのではなくて、これで何を教えるかということ考えるのが、検定を通った教科書の位置付けだと私は考えておりますので申し上げました。

そういうことで、私は、これからまた皆さん方のご議論も聞きながら、私なりの判断もしたいと思えます。率直に言って、どれが学習指導要領に最も近いものが、特定の教科書だという判断はなかなか難しい、相対的な比較はできますけれども。そういう感じています。

差し当たってはそういうことです。

大藏委員 教育長から、私の方に向けてきましたので言わせてください。

委員長 はい。

大藏委員 まず2つありました。言葉と中世が薄いという話です。

言葉の問題については、私は、もう非常に大事だと思っております、よく言っているんですけども、抽象的に言えば、世の中は、口先だけで言えば何でもできる。海の上を歩くことだってできる。右の足が沈まないうちに左足を前に出して、左足が沈まないうちに右足を出せば歩けるという理論を立てることができるし、ホグベンでしたか、「100万人の数学」みたいな本の中には、10メートル前に踏み出したカメは絶対に人間に追い抜かれない、人間が100歩歩けば、そ

の間にカメも100歩分先へ、とにかく少しずつ足を送りながら進むという、そういう理屈もあるわけです。詭弁というものがあります。だから、言葉だけではどうにもならないですが、言葉が具体的なものを象徴して1つずつを片づけていくと、歴史は物事をはっきりす。そのためには、言葉を消してはいけないということです。その言葉がなくなってしまうと具体的なことは言えません。

だから私は、先程も、前回は言いましたけれども、非常に私は細かくいろいろな事実を挙げて、教科書のこの部分はここであり、この部分はこうであるということを言いました。具体的なことに触れておけば、皆さんがお聞きになっている中から、ああそうかと。または、いやそれは違うのではないかというご判断の材料になる。抽象的に、この教科書はこういう主張をしているとか、そんなことではあまり意味がないと思っているんです。

しかし、たくさん言うと、たくさん矢も返ってきます。ですから、それは言わない方が利口なのかもしれませんけども、私はできるだけわかりいただけるように、具体的なものを挙げようとしています。そのことからして、1回できた言葉はずっと捨てるべきでない、その言葉についての評価を加えることはいいと思いますが。

私は、テレビ番組を作っていた会社にいました。そのときに、夏目漱石の「坊っちゃん」をやろうとして、結局やめたんです、TBSは「坊っちゃん」を放送するのを。私がいたところですから、もう二十何年前ですが。それはなぜかと言うと、「坊っちゃん」の中に下女というのが出てくるんです。下女というのは、差別言葉であるということが、議論になりまして、もしもこれを放送したら大変なことになるだろうということで、結局やめたんです。しかし、夏目漱石が、その中に下女と書いているのは、別に自分の女中を、新潟の笹飴を買ってきてくれという清を別に何も差別はしていないし、むしろ親しみを持っている。当時の言葉として、書いているんです。当時の言葉を現代で差別であるということにすると、そういう古典文学さえも成り立たなくなっていくということです。私は、あった言葉はそのままにやって、しかし、今は下女というのは、それを他の人について言うのは、良くありませんから、今は言いませんよということ言うべきであると思っています。

それから、2番目の中世が薄いというのは、これは、調査委員会から上がってきているわけです。それは、そのとおりだろうと思います。6ページ少ないと今納富さんおっしゃいました。しかし、その分がどこにあるかと言うと、これがいろいろな批判を受けている部分の古代の部分に少し、6ページの中の3ページ分ぐらいはとっていると思うんです。古代は、これはまた学習指導要領の中で、神話だとか古代について、親しみを持たせるようにということが、書いてあるんです。ところが、他の教科書は、ほとんどそれを扱っていないわけです。全体の量が、一定の量

の中で、配分をするとすれば、どこかに加えると、どこかは薄くなるというのは、私は、やむを得ないと思うんです。ただ、その神話だとか、古代の分を詳しく書いていることがいいかどうかという議論は別ですけれども、相対的に厚い薄いは起こり得ると思います。

それから、今まで、中学校や高校の歴史の教科書で、常に批判されてきたことは、アジア諸国を含めて、日本では、現代史の部分が非常に薄い。現代史につながる近世の部分も薄い。だから、日本人は現代史を知らないんだと。日本の子どもたちは外国に行ったときに、日本が何をしたかということを知らないんだとよく言われてきました。それは半分当たっています。実際に、現代史は書きにくいし、あまり書かないということがありました。だから、中世の方を詳しく書くというのが、割合多かったんです。

書いてあっても、現代史の部分は学校であまり教えない。それも、理由が2つあって、一つは、古代から順番に行くから現代史まで時間が足りなかった。

もう一つは、やっぱりなかなか難しい問題をたくさんはらんでいる。だから、先生の方も、できることなら、さらりと済ませてしまいたいというのが、はっきり言わなくても、心理的に作用している部分があったと私は思います。そうすると、現代史はあまり詳しく要らないよ、むしろ、中世あたりのところを書いておいてくれれば、そこはもう無難だというような先生方の心理みたいなものが、教科書会社に反映したことはあり得ることです。私は全体として、6ページ分少ないというのが、致命的であるとは思わないですね。中世でも、宮坂さんもおっしゃいましたけれども、人の名前はたくさん出てきます。それから、古代の終わりで中世まで行きませんが、例えば、菅原道真ですね。そういうのもたくさん出てきます。人の名前がたくさん出てくるということは、その事象も追うことができるわけですから、その部分の補いはできるし、これは納富さんもおっしゃったことです、教師がどう教えるか。それから、副読本がどうあるか。私がもう一つ懸念していることは、教科書会社が出している先生のための手引きというのがどうなっているか。そのようにいろいろなことがあって、一概にこのものが薄いからいけないとか、それでもいいのだとか、なかなか言いにくいところがあると思っています。

それから、ついでですから、もう一つ、安本さんにちょっと言っておきたいと思います。

「よく戦った」のときに、安本さんはさっきですね、「よく戦った」と書くのなら、普通の人がいっている制裁を受けたりして、苦しんだことも書くべきだとおっしゃったけれども、この「よく戦った」は、別に軍人のことを言っているのではなくて、普通の人のことも言っているんです。だから、戦災に遭わなかった田舎の方でも、みんなとにかく大変だったんです。若い人たちは、全部が戦争に行ったり、工場に動員されたりして、じいちゃん、ばあちゃん畑をつくる。だから、戦争が終わったときには、日本の米の生産量というのは、非常に少なかったんです。そ

れは、農地が荒れていたんです。耕す人もない、ちゃんとやらないから。そういう意味では国民みんなが戦っている。

私は、前にも言いましたけれども、戦争が終わったときに中学校2年生でしたが、食料もなく、着る物もなく非常に苦しくて、私は街にいましたから、家も焼けました。家が焼けなくても、みんな死に物狂いで日本が勝つためにと戦ったんです。だから、そういう意味では「よく戦った」。その「よく戦った」のが、騙されていたとか、そういうことはあるかもしれませんが。軍部の指導者たちに騙されていて、東亜を解放するためにということを、私は本当にそう思っていましたけれども、それが騙されていたとか、そんなことは言えるかもしれませんが、客観的な事実として「よく戦った」ということは、納富さんがたくさんおっしゃったように、それは間違っていないんです。それが1つです。

それから、安本さんに対する質問書というのを私も読みました。その中には、戦争を進める教科書だという、この前の発言について言われているんですが、戦争を美化しているというようなことについては、見解の相違はあっても、その表現が美化しているのか、事実なのかというのはいろいろなことが言えると思いますけれども、戦争を進めるという部分については、あまり客観的にはなかなか言えない、抽象的ですから。それはどういうことなのかというのは、さっきお答えがなかったように思いますので、それも、納富さんの質問にお答えになるときに一緒に言っていたきたいと思います。

安本委員 戦争を進めるというのはどういうことですか。

大藏委員 この前そういうことをおっしゃったんじゃないですか。

安本委員 向かうと言ったんです。

大藏委員 戦争に向かうですか。ああ、それでもいいです。

安本委員 今、お答えしましたが。

戦争で亡くなった方やそういうふうな将兵として戦って、それはもう死ぬという自分で自ら命を絶つのではなく、何かの力によって、死ななければならなかった人たちの、その無念さというのは、私もこの年になればよくわかるつもりであります。家族もそうですし、奪われていったものというのはやはり、もう二度と帰ってこないもので、それに関しては、本当につらいことだというふうに思っています。

よく戦わなければならなかったという事情も、それは納富教育長のおっしゃるとおりに、私も理解できます。ただ、これは教科書なので、私はやはり、この言葉から子どもたちが考えるのであれば、それはそれでいいかもしれないけれども、私はやはり教科書ですので、いろいろなことを載せていただきたいと思いますと言ったのはそのところです。

これはもう、私の育ってきた環境とか、受けてきた教育とか、その中で、私がこの教科書の行間には、そういうふうなことを書いていない、それは確かに書いていないことは、私もわかっておりますから、美化しているという言葉は使っていませんし、ですけれども、やはり私の思いは、そういうふうにとれるというふうに申し上げたままで、私の思いです。それはそういうふうに取り取れるというふうにとっていただければいいと思います。

教育長 議論のついでですので、少しよろしいですか。

今のやりとりのところで、私が、帝国書院と大阪書籍と扶桑社との書き方の違いといいますか、気になってメモしてきましたので、お話しさせていただきたいと思います。

帝国書院は、こう書いています。「『戦後』と『冷戦』が終わり、中国をはじめ近隣諸国との貿易もさかんになった今、真の友好関係を築くために、私たちはみずから日本の立場を自覚し、何をすべきか考える必要があります」、こう書いています。

大阪書籍は、少し長いんで、ちょっと前略しますと「世界はこうしたテロや紛争、さらには核や環境などの問題に協力体制をとり、21世紀をあゆもうとしています」、ちょっと中略しますが「2004年には、人道復興支援活動としてイラクにも派遣され、賛否両論のなかで、紛争における人的貢献に応じるようになりました。日本には、憲法の理念を生かしつつ、世界平和に貢献していくことが求められます」と、中学生にそういうことを訴えています。

扶桑社は、「世界規模の戦争の危険は去ったが、一部に共産主義の国家が残り、また民族や宗教の対立をもとにした地域紛争もなくなりそうにもない。こうした中で、独自の文化と伝統を持つ日本が、自国の安全をしっかりと確保しつつ、今後、世界の平和と繁栄にいかに関与していくかが問われている」。

各社、書き手と編集者の考え方が、如実に出てきていると思います。私なりに有り体に言うと、帝国書院は、真の友好関係を築くためにと、よく理念型の平和構築論を持っているように思いました。福沢諭吉が、江戸の後期から明治の初期にかけて、世界共通の理念というか、グロティウス・カントの流れを汲んだ自由と平和論を持っていた。その考え方ですね、国際、国の交際ということを行っています。国際関係、これをどう築くかということに、福沢諭吉は大変に関心を持って、非常に楽観的に平和の実現ができるというふうに考えていた。その後、「文明論之概略」を読むと、国体を維持するには、西洋文明の流れを取り入れることで、パワーポリティックスの現実に遭遇して、やはり、そう楽観的な物の見方では、平和が達成できないというように考えが変わっていくところを、一番取っ掛かりの真の友好関係を築いていけば、平和が実現できる、それに向かって、私たちは自ら日本の立場を自覚して、何をすべきかと考える。こういう理論の構築になっていると思います。

大阪書籍の、テロ、紛争、核、環境など、協力体制を特に留意すべきであるというのは、これは、理念型のカントが「永久平和のために」を書いた、その中で、国際の連盟を主張した。協調の関係ですね。今は協調関係が構築できるということに期待しながら、日本国憲法の理念を生かしながら貢献をしていくのだと、こういうスタンスをとっているように私は思います。

扶桑社は、カントが「永久平和のために」を書いた、あのタイトルは非常に皮肉っぽくつけたんです。とてもじゃないけれども、戦争なんかなくなりっこないと。でも、戦争をなくすということを、非常に価値相対主義の立場で、彼はあの理論を構築をしていく。それを現実的に取り扱っているのが、扶桑社だと思います。なくなりそうにないと、際立って帝国書院と大阪書籍と違ったスタンスに立って、「なくなりそうにない」と。この現実を踏まえて、これから中学生諸君が、世界の平和と繁栄にいかに関与していくかということをよく考えると、こういう問題提起をしていると思います。

先ほど安本委員の問題提起で、戦争のことを伝えていかななくてはいけないということも、本当にそのとおりだと思いますけれども、人類の歴史から、戦争、紛争、争いごとはなくなるのかと、帝国書院や大阪書籍が言っている理念型の構築を中学生に提示をして、それを前提として、平和像を求めていくということで、平和が達成できれば、それに越したことはないと思います。

繰り返して言いますがけれども、尊い命が損なわれるような、この蛮行を世界大戦のような形で、二度と繰り返してはいけないと私は思いますけれども、3社の教科書、1ページ目からラストのページまでずっとめくっていくと、多くのページが戦争と紛争と争いなんです。その間に、いろいろな文化が芽生えてきて、絵画でも、彫刻でも、いろいろな伝統文化が、他国の影響を受けている日本の文化、また、日本の文化の影響を受けた他国の文化がある。こういうことが綴られていますけれども、少なくとも、3社共通していることは、多くのページが争いごとということです。そういう過去の現実から未来の現実を予測をしていくと、残念ながら、やっぱり戦争や紛争や争いごとはなくならないんじゃないかと私は思っておりまして、しかし、それでも戦争のことを語り継いで、戦争をなくしていかななくてはいけない。そういう局面に、私たち、また中学生も立っている。

今後、私たちがこの現実を踏まえた、平和構築に向かっていくということを教えるときに、一体どういう書き方が、子どもたちにこの教科書で教える場合に、本当に真に参考になるだろうか。先ほど申し上げましたように、本当に生易しいことではなくて、一筋縄ではいきません。戦争、紛争、争いごとというのは、さまざまな時代的な背景、また社会的な背景の中で起こってくるものですから、そういったことを反省するときに、過去になぜこういう国際関係ができ上がっていったのか、パワーポリティックスの中で、どうして話し合いで解決できなかったのか。国際連盟

の中で、日本は脱退をした中でどういう国際協調があり得たのか。そういうことを踏まえて、なぜ起こり、何を考え、どう対処したかという、そういったことを総合的に組み立て直して、その中から何を学ぶか、先人の行動をありのままに直視するということが、本当に大事な時期に差しかかっているように思えてなりません。

私は、だから帝国書院や大阪書籍の書き方が、戦争の廃絶を狙っていて、紛争がなくなりそうもないという、現実を直視したパワーポリティックスの上に立った国際、国内のさまざまな争いごとの現実を直視した扶桑社の書き方が、争いを賛美をしていたり、また争いを助長しようとしていたりというようなことは全く思いません。むしろ、そういう現実を真摯に踏まえて、世の中から隔絶されそうな中学生たちが、経済関係においても、政治の中においても、しっかりと現実を踏まえて、世の中というものをよく知った上で、教師と中学生が豊かなコミュニケーションをとる中で、平和がどうしたら達成できるかということをよく見極めていく、教科書はその素材でありますから、それぞれに問題提起は問題提起として受けて、これで教えるということになりますけれども、扶桑社のこの書き方、先ほどの「よく戦った」、あるいは「紛争はなくなりそうもない」という書き方から、戦争賛美だとか戦争に向かうということを私は考えていない。

少し長くなりましたけれども、具体的に、教科書でどのように書かれているかということ、とりあえず、前回、戦争が問題になりましたので、よく読んでみた感想を申し上げます。

委員長 はい。

安本委員 よろしいですか。

委員長 はい。

安本委員 私は歴史の専門家でもないし、教科書を全部読んでどれがいいのかとか、それはもう私の先程申し上げた歴史感とかそういうこともありますけれども、今一度大切だと思っているのは、現場の先生のお気持ちだと思います。ですから、今まで4年間使ってきて、どういうふうにお考えになっているのかということが知りたくて、私は全ての先生方がお書きになった調査票、それは何回かに分けて全部見させていただきました。その中で、やはり帝国書院に関しましては、現行で良いということが多く書かれていたことは事実です。現場で使いやすいということが、やはり私は、教科書で教える先生が一番いいとおっしゃるものに関して、私は手を挙げたいなというふうに思っています。

宮坂委員 よろしいですか。

委員長 ちょっと、私の方も話をさせていただいて、それで収斂させていかなきゃいけないから、時間的な制限もあるでしょうし、その立場から述べさせていただきます。

私も、この限られた時間でございましたけれども、また見直しました。やはり、問題になって

いる扶桑社のものなのですが、全般的に説明調なんです。別な言い方をすれば、いかにして教え込もうかというふうな流れが鮮明に出ているような気がいたしました。

それで、ほかの7社、恐縮なんですけれども、例えば、一緒にさせていただければ、子どもの目線に立って、それから、子どもとともに考えて、ある場合には、子どもに問いかけるという、教師がどのようにして教えるのかということにも関わるわけですが、どのようにして学んで、それで歴史が好きになって、学力なら学力になっていくのかと、実になっていくのかということに、ハウツーというのは、大事ではないかなというふうに思います。その辺のことが一番気になりました。

学習指導要領でも、現在、自ら学び、自ら考える力の育成というので、杉並区でも研究奨励の発表会、毎年5、6校やっているわけなんですけれども、絶えず自ら学び、自ら考える力と、そこに力点が今の時代ありまして、思考力重視の教科書、それが子どもの学ぶ材料としての教科書として求められているのではないかというふうに思ったわけでございます。その辺が、一番気になったことです。

それから、あといろいろ帝国書院、それから扶桑社と出てまいりましたが、皆さん方挙げていらっしゃるのが、大阪書籍という書物も捨てがたいというので、かなり好評を得ているわけです。

そういうことでもう一度見ますと、学ぶ目的のところ、文化遺産に例を置きつつ、時代や地域との関わり合いで学ぶこと。また、世界とのつながりも考えるというふうに書かれております。

次に、構成とか内容を見ますと、この間、地域調査とか地域研究についてのパーセンテージを申し上げましたが、扶桑社が10だと、帝国書院が15、この大阪書籍については15でございます。帝国書院程度でございます。それから、市民の生活とか文化とか、教育、その時代の産業ということ、その面は、先ほど挙げました書物よりももっと多くて、約40%注がれていて、これも大きな特色ではないかというふうに思ったわけです。市民とか庶民とかというのがベースになって、時代、時代の歴史を綴っていくというので、子どもたちの興味につながるというふうに思います。

それで、もう一つは、世界と日本との時代、時代のつながりについても、わかりやすく書いてあるということもよろしいし、ちょうど調査委員会の報告書を見ましても、地図で見る世界の動きのページがわかりやすいとか、多面的な捉え方でわかりやすいとかいうふうな好評をもらっていますし、そのことに通じます。

それから、あと、やはり正直言って弱点は、大阪書籍ということで、マーケットがどちらかというと西の方に偏っているのではないかというので、歴史的な事象も、どちらかというと西日本に傾いて、東京についても扱っておりますけど、若干力点が向こうに行っているというふうなところはありますが、内容については、かなりおもしろいのではないかというふうに思っているわ

けです。

それで、大阪書籍ということはどういうふうに位置付けて絞り、採択の候補の中に入れていくのかということで、また、お話しできたらお願いしたいなというふうに思うわけです。

宮坂委員 よろしいですか。

委員長 はい。

宮坂委員 今、私、委員長のおっしゃいました子どもたち自ら学び、自ら考える力を与える、これはとても大事なことだと思います。これは必要なんです。ただ、その前に、自ら学び、自ら考えるためには、それなりの知識というものが前提になれば、一方だけの知識では考えるも何もありません。与えられるものでなく判断するものであれば。

それから、教育長から先程戦争や紛争は残念ながらなくなると。幾ら平和憲法を掲げても戦争というのは、ずっと戦後60年間世界のあちこちで起きましたし、それがどちらがいいか悪いかというのを部外者たる我々にはわからない面もあるんです、正直なところ。

この例はちょっとまずいのかもしれませんけれども、アラブの方でよく回教同士でスンニ派とかシーア派とかよく争っています。血で血を洗っています。あれは全く部外者の我々からするとどっちがどう違うのか全くわからないんです。それと同じことで、やはりある程度そこを知らなければできないんです。

つまり、私が言いたいのは、日本も明治以降いろいろ戦争をしました。しかし、それには原因もあります。いろいろ原因あります。我々の父祖が当時、戦争というのは、ちょっと品の悪い言い方をすれば、私は国と国との喧嘩だと思っています。喧嘩にはそれぞれに言い分というものがあるんです。我々の父祖にも、当時戦争に入らざるを得なかった言い分はあります。我々の祖父が当時どのような状況に置かれたのか、どのようなことに苦しみ、悩み、戦わざるを得なかったのか、その言い分をまず聞いてみよう、子どもたちにもわかってもらう。その上で、批判をするなら批判をするで、一方的に片方だけではやはりまずいので、やはり私はその面でバランスというものが、非常に大事だと思います。

この辺でバランスを持って描いているのはどこであるかということを謙虚に考えてもらいたいので、一方的にこちらだけが正しいので、こちら全部ちょっとでもその方の言い分をやれば、それは戦争賛美、戦争に向かうというのは、私はちょっと感情的な言い方ではないかなと思っています。

もちろん、連合国の、中国のその言い分というものもありますし、また、アジアと一口に言いますが、アジアの中でも、日本の言い分に共鳴した人たちもおりまして、この前ちょっと例を挙げましたけれども、例えば、今の教科書でも、日本とともに協力して、新しい秩序をつくらうと

した中国の当時の南京政府の首席だった汪兆銘の名前は、今どの教科書にも、扶桑社の教科書にも出ていないんです。ですから、こういったことを、私はこれ載せろということではないんです。これもバランスなんですけど、やはり、そういう日本側の言い分というものをやはり子どもたちにわかるように教科書に反映させてもらいたいというのが私の考えです。

委員長 大阪書籍はどうですか。

宮坂委員 大阪書籍は結構です。いいと思いますが、やはりバランス的な意味では、私は扶桑社の方が上だと思っております。ただ、扶桑社を外して無理やりにどれかということになりますと、あまり自信はありませんけれども、大阪書籍、東京書籍あたりかなという漠然とした考えを持っているだけでございます。

大藏委員 さっきの丸田さんの話のですね、扶桑社の教科書は、すごい説明調だということでしたが、私はそうではなくて物語調であると思うんです。別に説明というより、ずっととにかく書いていって、それでわかるように、スッとわかるようにしている。ただそれが、今度は、自発的な学習をする上で、いろいろな疑問を持って問いかけるのに、そこに書いてしまっているというようなことは、それはあるかもしれませんね。でも、自発的な学習というのは、そこに、これを調べてみようとか、これはどうだろうかと書いてあるからやるのではなくて、やっぱり全体に興味を持って、自分がやっていくのだと思うんです。そういう意味では、興味を持たせるということでは、扶桑社の教科書は、私は成功していると思います。

それから、討論をした方がいいですから、さっきのまた、安本さんのところに戻りますけども、現場の先生の考えも、私どもは当然、とにかく参考資料の一つとして考えるということになっています。しかし、安本さんも、現在使われている他の教科書で、歴史ではありませんが、他のところで、教師が特に不満を持っていないのに変える方に賛成なさっている部分もあるわけですね。そのあたりもやはり矛盾があります。

それから、具体的に、例えば、「戦争に向かうとそう思いました」と。「書いてないけど、行間などから思いました」と。そう言われると議論はできないんですね。私はそう思いましたと言えばそれきりになっちゃう。だから、そう思った個所は、どこにあるかということをやはり言わなければいけないのではないのでしょうか。そうでないと議論ができないと私は思っています。

委員長 大阪書籍と扶桑社との差はどのくらい。

大藏委員 私は、大阪書籍は3番目ですからね。だから、大阪書籍はよく書いてありますけれども、その次は、扶桑社でなければ東京書籍かなと思っています。しかし、どれもとにかく検定を通過して、一定のところに来ているし、東京書籍というのは、非常に上手な教科書会社、最大手ですからね。非常に上手にやっていますけれども、強いていうならば、よく周りを見て、こういう

雰囲気であるなと思うとそれは取り入れる。これは危ないなと、世論が反対をしているなと思うとさっと外すと。だから、いわゆる従軍慰安婦の問題とか、いろいろな問題とか、東京書籍は、非常に上手に処理をしている。それは、でも、この次ぐらいの教科書のときには、またいろいろな問題で外したり、いろいろなことを加えたりするんじゃないかな。非常にそつのない教科書ですから、ノーという部分が非常に少ないですね。私はそんなことを思っています。その辺比べれば、大阪書籍の方が、少しごつごつしているとは思いますが。しかし、では、とにかく子どもに与えたときにずっと理解していく上ではどうかというと、私は、二位は、やはり東京書籍だろうなという気がしますね。

委員長 あと、これも調査委員会の報告の中で書かれているわけなんですけど、先程来、ご指摘になられたポイントの他に、世界の歴史の扱いが少なく、日本の歴史との関係が希薄であるとか、それから文字数が多くまとめられたり、ポイントをつかむのが困難であるとか。いわゆる教える立場としての意見が出されているわけです。やはり、使う側というか、私も現役時代は、教科書を使った経験がありますけど、使う側の先生方の使いやすさというものがないと、幾らいい教科書であっても使いこなせないわけで、子どもは身につかないわけです。だから、この辺について、どういうふうにかえるのかというご意見も頂戴しておきたいなというふうに思います。

宮坂委員 先生方の立場にすれば、使いやすいというのは、今まで使っているものは、やはり何となくなじみがある。これは、歴史以外の他の教科書もそうなんですけれども、やはり思い切って、私はよく今まで使っているのだからこれでいいではないかと、こういうことを意見申し上げたこともあったんですが、それに対しては、新しい教科書に変わっても、それはそれなりに対処できるんだという意見が、何か多かったような気がいたしましたので、このときに関して、今まで使いやすいからというのは、確かにそれは使いやすい教科書を使っていれば、なじみはあると思いますよ。ただ、こういう問題については、それも一つの要点なんですけど、やはり基本的にどういうものかいいかなと考えた方が、私はよろしいんじゃないかと思います。

大蔵委員 いろいろなことを思いつくものですから、さっきの納富さんのおっしゃったことに絡んでちょっと言います。

扶桑社は、どっちかと言うとさめている教科書なんです。だから、戦争の話でも、とにかく戦争はないのがいいに決まっているわけですから、平和を築きましょうという結論になります。それはいいことなんですけれども、本当にそうなるの、というようなところを少しは掴んでいると思うんです。カントの話が出ましたけれども、カントは「天地崩るとも正義行わるべし」と言っているんですね。天地が崩れても正義はそれぐらい大事だと。これ一神教ですけども、そう言っている。しかし、それでは、本当にそんなに正義が常に行われるかなんて、カントだってそれはち

ちゃんと知っているわけです。だけれども、それはそういうふうに言っている。しかし、では、平和を守りましょう、平和は大事です、戦争は絶対嫌です、こんなことを繰り返してはいけません、というのを百遍言えばそうなるかということ、そうではないですよ。だから、そのあたりが、扶桑社の教科書が気に入らないと言う人たちは、多分そういうふうなさめた見方は良くないのではないかと思うのでしょうか。理念としては、やはり平和を守れと、とにかく百遍でも言うべきではないか、そういうところが私はほかの教科書の対比にあるんだと思うんです。それを子どもに、もう割り切って、世界はそんなものだよという方がいいか、知らん顔をして、いや、言えば正義は守られるんだという方がいいかとか、このあたりは、なかなかどっちがいいかというのは難しいところですね。

それで、私は長くヨーロッパにいましたので、ヨーロッパ人はそのあたりの割り切り方が非常に上手で、ドイツなんかでも「嘘をついてはいけないよ」、「人の物を取ってはいけないよ」と言うんですけれども、子どものときから親は一方で、「でも自動車事故なんかやったときは絶対自分が悪いと言ってはいけないよ」と一緒に教えてしまうんです。すごく矛盾しているんですけれども、しかし、生活の知恵も一緒に教えるというのがヨーロッパなんかにはある。ところが、日本はそのあたりなかなか区別がうまくいなくて、先生がこんなことをしていいのかとか、言っているのかとかということに結びつくものですから、この教科書の評価なんかでも、すんなりどっちがいいというのが言えないているんだと思います。

委員長 安本委員、大阪書籍はどうですか。

安本委員 わかりやすい点と、読みやすい点というのでは、大阪書籍はいいと思いました。工夫がいろいろあって、見開き2ページで1つのテーマをするということは、課題が明確になっていて分かりやすいんです。そして、整理がつくということは、いろいろなことが年表形式でまとめられて分かりやすいということにもあると思うんですけれども、ただ、先生方のご意見の中にも、ちょっと関西方面だが、それは問題にならないとおっしゃっている方と、どちらかということ、そういう方がちょっと気になると書いてある方と、それは両方ありましたけれども、私は、4年前の大阪書籍を思い出すと、あのときは相当関西だったので、内容も、ほとんどが。事例も全部。そういう記憶があるんですけれども、今回は、写真とかは割合関西のものを使ってはいますけれども、それは私は気にはなりません。大阪書籍は、本当にわかりやすい、誰にでもという言い方はおかしいかもしれないけれども、いろいろな能力を持った子どもたちでもすんなりと受け取れることができる、入れる教科書ではないかというふうに読みました。

委員長 多少、私申し上げましたように、事例的には関西の事例が多いというのはしょうがないですね。

さて、教育長、3つ並列で言われている時代ではなくなってきたんですけれども。

教育長 皆さんのご意見も承りながら、お話ししなくてははいけないと思います。

その前に、まず、宮坂委員のさっきの話の中で、戦争というのは、国と国との喧嘩みたいなものだとのことでしたが、私はそれほど軽いものではないと思うんです。喧嘩をやったで済むようなことではなくて、国際政治の中でのうっかりすると国の存亡をかけてやるような、そういう非常に悲惨なことですから、喧嘩のようなものというような理解の仕方は、ちょっといかなものかなと思いました。それほど重いものということを実際に示して、3社見比べて、それぞれの評価をいたしました。今申し上げた、これからの21世紀を生きていく子どもたちが、何を前提にして、物を組み立てていかななくてははいけないかということについて、きちんと物事を提示をしてみたり、また、前回、自尊と共存ということを上申しましたけども、歴史に登場した人物ですとか、また文化的遺産を、数を取り上げながら、伝統文化を嘗々として築いてきた先人たちのことを未来に受け継ぐには、この担い手である日本人が、どのような歴史を経て、これからどういう方向に向かっていく。それに、これから大人になっていく中学生たちが、どういうふうにコミットしていくかということを一貫して提示しているのが、扶桑社だと思います。これは、説明調なのか物語調なのか私はよくわかりませんが、そのように考えます。大阪書籍は、本当にオーソドックスな、教科書らしい教科書であると思いますし、帝国書院は今使われているということも先程申し上げました。いずれの教科書についても、私は、オンリーワンで1つを挙げることはやめるようにしています。これは現場の先生方に対する配慮でもあります。

そういうことを前提にして、あえて、この3社の中で順位をつけるとすれば、まず扶桑社、大阪書籍、帝国書院という順序で、私は並べたいと思います。

これは本当にどれがいいとかどれが悪いとかという話ではなくて、これからの子どもたちに何を伝えていかななくてははいけないかということも教育委員として、教育長でもある立場で考えたときに、「よりよく生きていこうという意欲をどう持たせるか」と盛んに申し上げていますけども、可能性を自分でどういう具合に見極めて、伸ばしていくかということが、今の中学生には問われていると思っておりまして、それにどういう具合に刺激を与え、教師と子どもたちのコミュニケーションを組み立てていくかというインジケータで見たときに、扶桑社、大阪書籍、帝国書院の順で並べたいと考えます。

宮坂委員 ひとつちょっと弁明ですが、今、教育長に指摘されましたから、喧嘩のようなものだと言いましたですね。軽い表現しましたことについては、お詫び申し上げます。確かに、私も戦争というものは絶対に起こしてはいけない、平和を求めなきゃいけないと思っています。ただ、そのためには過去の戦争について、その原因はどうだったのか、関わったそれぞれの国の言い分

というものも子どもたちには知ってもらおう。その上で、批判をするなら批判をすればいいと申し上げたので、もちろん、日本だけが過去すべて正しかったと言う気持ちは毛頭ありませんし、逆に日本だけがやらなければ世の中平和だったのか、他国の公正と信義を信頼していれば、戦争にならないのだという言い方もまた一方的だなと思う。その辺の私はバランスを取って考え方をしたいということを申し上げたので、表現の中で、非常に軽い表現をしてしまったことはちょっとお詫び申し上げたいと思います。

委員長 今、教育長の最後の発言で、従来の教科書の決め方ですと流れがそっちに行ってしまうているわけですね。そういうことですよ、皆さん。私の方でも、他の教科書であってもいろいろ考えていまして、随分悩んでいました。それで、いろいろ私の心の内もご理解願いたいと思います。

文部科学省の検定を終えた教科書のうちから、採択権限のある杉並区教育委員会で、中学生の子どもたちのために1種類を選定しなければならないことに、大きな責任と苦悩を感じているところでございます。

今回、歴史のみならず一部の他教科につきましても、検定済みであるから、基本的にどの教科書が選定されても同じであるという意見がある一方、多様性を伴う記述、構成、表現、編集などに対し、異論や見解の違いなども多数指摘されております。

規制緩和や地方分権が先行する現在、検定制度から、ドイツ、フランス、カナダ、アメリカの多くの州などに見られますように、より自由な編集方針とコンセプトをもとに、より多くの出版社から刊行された図書を教科書として認定する制度、言い換えれば認定制度でございますけど、認定制度の導入を今後、我が国においても、早急に検討すべきものと考えます。

また、採択のシステムも従来型、今日のようなものは従来型でございますけど、例えば、地域運営学校などにおきましては、地域運営協議会に権限を委ねるということも一案と考えるわけでございます。

なお、私は、子どもたちに、学校へは国語辞典と年表を持ってくればいいという、昔の先生の話も聞いておりますし、現在でも、教科書を主教材として、学校では一切使用せず、全教科の教師たちが主教材を別途用意している学校も知っているわけでございます。

このように、教科書を副教材として使用する方法は、ドイツなど先進国では一般的になってきておりますし、今後、日本の教育界に期待するところでございます。

今回、多くの、本当に数多くの課題を残しながらも、歴史は先ほど申し上げましたように、他教科同様の決定方法によって、より多くの賛意を得ている扶桑社に決めさせていただくことになってしまいますが、（傍聴人複数から不規則発言あり。）杉並区教育委員会では、本教科書の

内容を補完する立場から、補完ガイドラインを示すとともに、新たな杉並版教師用指導書概要も提示し、教師や子どもたちへの便宜を図るべきものと考えます。

以上、委員長としての意見を述べさせていただきました。

大蔵委員 委員長がおっしゃったので、私も一言言いますが、私も、教科書の今の検定制度については、改善をする余地があると思っています。日本ぐらいの先進国になりますと、これだけ教育水準も高いんですから、中央で、文部科学省が全部仕切ってやるという時代では私はないと思います。ただ、いろいろな教科書に、今この検定を通過しているものにさえも間違いがあるのです。それで、前からやっているいろいろな教科書に、出している文部科学省側から注文をつけているものの大部分は、年代の間違いだとか事実の間違い、誤植だとか、非常に単純なものが多いんです。それについては、私は全部やめてしまうと問題なので、やっぱり事実関係だけを見る作業はした方がいいでしょう。しかし、検定という形ではなくて、そこは間違っていますよと、指摘する機関は欲しい。それから採択についても、それぞれのところで、できるだけ小さいところで良識を持って採択をすることがいいでしょう。ただ、委員長のおっしゃった、ドイツなんかは教科書を使わないでやっているというのは、今の日本の規定の中では許されないんです。検定に合格した教科書を使わなければならないのです。

委員長 だから、副教材はいいんですか。

大蔵委員 副教材はいいんです。しかし、教科書そのものは、それは採択したものを使わなければならないことになっていきますから、これは今の制度上はなかなか難しい。しかし、それは徐々に私は変えていくことはあり得ると思っています。私は、杉並区教育委員会のホームページに、意見としていろいろ書いていますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

委員長 それでは、社会の歴史的分野の教科書は、扶桑社に決定させていただきました。

次に、社会の公民的分野に入らせていただきます。

大蔵委員 その前に、私は一言言いますが、傍聴人について十分な注意が与えられているにもかかわらず、あのような発言があることについては、委員長は私は注意すべきだと思います。

委員長 ただいまの意見、私が述べている最中ですので不可能です。

今、改めて、ではその辺、よろしく願います。ちょっと下を向いていまして、十分わかりませんでした。

では、ご静粛によりしく願います。

大蔵委員 それでは、私がとにかくたくさんしゃべっておりますから、公民についても、一番最初にちょっと申し上げます。

公民の教科書も、いろいろ扶桑社の問題があるものですから、討議をされています。しかし、

この歴史教科書に比べると、公民については、それほど大きな論争にはなっていないと私は思います。

全部を読みましたが、何をとるかということですが、私は、やはり2つですね。どっちがいいかという2つに分かれておるのは、政治優先で政治から入っていくのがいいのか、経済から入っていくのがいいのかということが、調査委員会からの報告書の中にもあります。どっちがいいか。そして、大勢としては、政治から入った方がいいと、わかりやすいということです。私はそれに同意します。現在も、小泉内閣が国会を解散して、いろいろやっていますが、政治の問題というのは、裏のいろいろなことを除きますと、表通りでは、法律がありますので割合分かりやすい。それに対して経済の方は、もちろん法律はありますが、そのままに適用されませんので、なかなか分かりにくい。仕組みが複雑である。そういう意味では、私は、この教科書の中では、政治優先で扱っているものを勧めたいと思います。

それから、もう一つは、その中で、やはり、日本の国家としての根本は憲法です。すべての法律の根本、政治制度、三権分立、そういうことにも、憲法が一番係っているわけですから、政治の問題を優先して扱う中で、憲法が割合早くに出てきて、これに重点を置いているものが、私はいいと思います。

全部を述べると長くなりましたので言いませんが、東京書籍が、さっきから言いますように、非常に上手な教科書づくり会社ですのでよくできている。ただ、調査委員会から上がってきたら、経済の分野がまた極端に少ないと、16%ですか、それぐらいしか経済を扱ってなくて、言うなれば政治一色オンパレードであるということに若干の問題があるようですが、私は、それはそれで政治も現在経済から切り離されて独立で存在するものではありませんから、政治の中から経済問題も出てくるので、私は、東京書籍が一番いいのではないかと考えています。

他はまたいろいろ、皆さんがおっしゃったら、言うことにします。

宮坂委員 よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

宮坂委員 公民につきましても、私はやはり学習指導要領に準じているものが、一番妥当ではないかと、そうありなさいという文部科学省の指導要領もありますので、その観点で見ますと、公民の目標としては、個人の尊厳、人権の尊重、これは大事です。と同時に、自由・権利と責任・義務との関係、これを広い範囲から、広い視野からバランスよく認識させること。そういったことが、大事ではないかということが言われています。そのために、民主主義の意義、個人と社会との関わり、つまり単純に言えば、私は、これも社会の一員としての自覚を持たせることが大事で、そのために、公民という言葉自体がそうです。どうも、私はちょっとわかりやすく表現の中

に、軽い表現してしまいますんですが、軽く見ているということではなく、何となくその方がわかりやすい感じがするかなという意味で申し上げておるんで、もし言い過ぎの点があったら、ご指摘いただければありがたいと思います。

その観点で見ますと、国民主権と政治権力、どちらが大事か、このバランスをよく法治主義を重視しているのは、私が見たところ大阪書籍、清水書院、扶桑社となっているように感じられました。

逆に、一方、日本書籍新社、東京書籍、帝国書院、日本文教出版、教育出版は、法治主義と人権の保障に触れておりますが、役割については、見出し等で多少触れている程度という感じはいたします。

当然、それから行きますと、国というものはどういうものであるか、国家論、それに伴う国家についてもどうなっているかということを見ますと、やっぱり扶桑社を除いては記述が少ない。わずかに東京書籍が、国同士が協力し合っていくためにも、互いに国旗、国歌を大切にしていかなければなりませんと書かれている、その程度であります。

それから、領土問題につきましては、東京書籍、大阪書籍、それと扶桑社が、きちんと私は書かれていると思っております。

それから、最後になりますが、北朝鮮による拉致問題、4年前、既に日本政府により認定されていたにもかかわらず取り上げていたのは扶桑社のみでしたが、今回は、濃淡はありますが全社載せております。特に扶桑社は、国家主権、基本的人権に加えて、防衛、外交、領土と、多角的に載っておりますが、逆に日本書籍新社は、一応拉致問題も取り上げていますが、その理由としては、同国とのつまり、北朝鮮との国交が正常化されなかったから、あるいは、昔の日本の強制連行へのわだかまりがあったからではないかと、そのようなことを書いてありまして、ふっとそこだけ見ますと、何か拉致されたのは、日本が悪かったんではないかと、そんなふうにもとれますので、こういう書き方はいかなものかなと思います。

それから、大藏委員から指摘がありました、経済分野から入るか政治から入る方がいいかですが、扶桑社の方は、確かに経済優先だと、経済から入っているという指摘はございます。それを承知の上で、私はバランス的には、公民も扶桑社を推奨したいと思っております。

委員長 はい、安本委員。

安本委員 現代社会について学んだ後、政治を先に学習する流れというのは、2年生の歴史分野で近現代史を学んだ後、公民において、現代社会をやるということが自然な流れだということで、政治を先にした方がいいのではないかとことは聞いております。それで、調査委員会の調査票にも幾つかそれは出ていました。

あと、私が一番注目していたのは、やはり憲法のことがかきちんと載っているかどうか、これは憲法に解説がついているものが東京書籍、それから教育出版は、実に丁寧に用語の解説をしたり、また、大日本帝国憲法との対比も載せています。それで、あとは、近年子どもたちは、現在に生きている、現在社会に生きているわけですから、そういうことに関して、興味を持つということで、割合、教育出版は、裁判員制度とか、インフォームド・コンセントとか、近年の話題を多く取り扱っているようで、社会に目を向ける手助けになっているのではないかなというふうに思いました。読みやすい教科書であるとともに、先生方も社会を知る、社会を見るなど、子どもが多角的、多面的にいろいろなことを考えられるいい教科書ではないかというようなご感想をお持ちのようでした。私は、教育出版がいいかと思っております。

委員長 教育出版。

安本委員 はい、今は。そう思います。

委員長 はい。

教育長 8社それぞれに学習指導要領をもとに、ここでも独自の方針で編集されていると思います。区民アンケートで、歴史分野に次いで、公民分野の教科書について、多くの意見も寄せられました。特に、扶桑社版について支持する立場、反対する立場で、それぞれの所見が述べられました。他の教科書と同じように、私はこの教科書についても、検定済みということで、言いたくはないんですけども、この教科書についてはちょっと言わせていただきたい。

まず、現代社会を学ぶということからすると、領土問題と拉致問題について、これについては国民と国家の主権に関わる問題として、記述が必要だと思っています。あわせて、地域性というか、杉並区は、平和都市宣言をした自治体でもあり、また、男女共同参画都市宣言をした先進自治体でもあります。そのことから言いますと、非核三原則についての記述、男女共同参画社会基本法に関する記述も、やはりこれからの現代を生きていく子どもたちの学ぶテキストブックには必要不可欠です。

それから、大藏委員から話があり、また、調査委員会からの報告にもありましたけれども、経済先習では非常に扱いにくいというのは、私もそのとおりだと思います。政治は、法治主義をとっていますから、日本国憲法を含めて、さまざまな法制度をきちんと解説をすれば、ある程度、枠組みはわかる。現実の生の政治をどう理解するかというのはなかなか難しいことですが、経済は実はもっと難しい。マクロ経済、ミクロ経済を含めまして、子どもたちが生きていく社会が、経済で支えられているに於ては、やはり学びにくいということがありますので、学びからすれば、政治先習で行く方が取り掛かりやすいだろうなど。そういう指標を立てると、6社が対象から外れてしまって、東京書籍と大阪書籍に絞られてしまいます。私は、今申し上げた指標から

すれば、これはやむを得ないことだという具合に考えています。この2社を前提に、教科書である以上は、使い勝手とともに、やはり子どもたちが自主的に学習をしていくのにどれだけ配慮をしているか、工夫をしているかということも問いたい。記述の姿勢そのものは、東京書籍も大阪書籍も、身近な題材、今日の社会現象をさまざまな角度から、非常に多面的な考察をしていて、遜色がないと思うんですが、また、自主的な学習の支援についても、それぞれ工夫をしています。個別的に見てみますと、自由権利の記述、あるいは責任と義務の記述、個人と社会との関わりに関する単元の構成、また、先ほど申し上げました、政治先習になったときの法律条例、制度の仕組み、こういったものの取り上げた箇所数、あるいは現代社会における具体的な課題、こういったことの記述。それから、自主学習を進めていくということからしますと、学習のまとめ、あるいは研究課題の充実度。それから特に気になるのは、子どもたちが自ら考えるという点では、ビジュアルな写真ではなくて、グラフとか表だと思うんです。客観的に見ようとしても、写真というのは、広く撮ったものの一部を切り取ってしまうと周辺がわからないんです。サダム・フセインの像が引き落降ろされている写真が、群衆がたくさんやっているように見えますけれども、本当はあれは、数人の国民だったという話もありますように、本当に写真というものはわからないんですけれども、グラフ、表、それから地図、索引、こういったことは中学生の自主学習を支える。必須、不可欠の素材だという具合に考えています。

そういうことから考えますと、比較考量ではありますけれども、大阪書籍の方が優れている。地域的な偏りはあるけれども、学校現場からもそれほど支障はないと言われておりますので、私のインジケーター、杉並区の宣言も合わせて考えると、大阪書籍、東京書籍の順番で並ぶかなという具合に考えています。

安本委員 大阪書籍のことが出たので、私も、大阪書籍がいいなと思ったところは、対立する意見のある自衛隊とか消費税の問題なんかも、割合それを避けなくて、どうしてそういうふうになったかとか、論点とか、それをまとめていて、それはとてもわかりやすかったと思います。それで、導入となる第1章が、すごくすっきりとまとまっているので入りやすい、子どもたちにとって国語とか数学と違って、どんなものかわからない、未知の科目になるわけで、そういうときに、わかりやすく入れるのではないかなというふうには思いました。

今、教育長のおっしゃったように、統計とか資料とかが、効果的に使いやすい感じで載っていましたし、表現も、これは多分大阪書籍は努めて、歴史の方もそうだったと思うんですけれども、わかりやすく充実しているという印象は持っております。

委員長 では、順位づけで、2番。

安本委員 同じではダメですか。

委員長 同じ。同じでもいいですよ。

安本委員 はい。

委員長 私の意見を述べさせていただきます。

学習指導要領から、公民分野というのは、5つの点について習得することになっています。

1つは、現代社会と生活、2つ目に、国民生活と経済、それから、3番目に、現代の民主政治とこれからの社会、4番目に、現代日本の歩みと私たちの生活、これは、特に国際問題と地球市民についてを言っているようです。それから、5点目に、世界平和と人類の福祉、以上5点について習得することになっています。ですから、身近な地域社会から国際社会に至るまで、すごく幅広くて、社会、政治、経済、平和、環境などについて学ぶ、大変子どもにとっても重要な分野だと思います。

各社の編集については、各社ごと、よく言えば特徴がある、悪く言えばばらばらだというふうなので、ちょっと評価するのに大変だったんですけども、ですから、私は一つの指標として、1つ目に人権問題、今後は国際社会において、今まで以上に人権問題というのが重視されるに決まっております。やはり、島国だった日本というのは、この点、教育ということから、もっとより真剣にやっていかなければいけないと思います。

それから、2点目に、杉並にも関わりが強いんですが、社会形成の原点となる国際平和の問題、これについての評価というものも必要です。

それから、3点目に、杉並の子どもたちや教師が日常知らなければならない杉並の地域特性、そのうちから、地方自治とか地方分権が1つ、それから2つ目に、住基ネットとの関連も含めまして、ネット社会、どうあるべきかということ。さまざまな日常的な問題ございますし、これはもうよく書いてないと困る。

それから、3点目に、まちづくり、ユニバーサルデザインの問題とか、緑化とかいろいろあります。

4点目に、ごみ問題。小さいときからごみの問題というのはやっておかないと、もう大人になって、ごみの問題というのは本当に大変です、理解していただくのに。それで、各社あまり書きたがないんですけども、あえてこの辺を探し求めて、どのくらい真剣に書いてあるのかというのを比較します。

それから、5点目に、NPOとかNGOについての記述。

以上、5点について、地域性との関連で調べました。

ちょっと見てみますと、教師も、今後、地域性というのをよく勉強して、それから子どもたちを教えなきゃいけないというふうに思います。

それから、その他ということでの評価軸があります。委員会で言われているような、全体構成の問題とか、教えやすさとか、読みやすさとかいうことです。

以上、4視点について評価を加えました。

それで、その結果、国際平和については、若干量的に少ないんですが、他については、私のランクづけはA、B、Cでやりましたが、すべてAランクです。国際平和については、うまくコンパクトにまとめてあるからAマイナスぐらいですが。

例えば、人権問題については、もうこれもやはり必須なんですけれども、子どもの権利条約。これについて触れていないのも3社もあるんです。これについても、十分に大阪書籍だけは書いてあるんです。

それから、地域性のネット社会についてもばらばらなんですけど、2行ぐらいで終わっているのも多いんです。それで、8社中、一番よく触れられているというのがこの大阪書籍です。とにかく、先ほど教育長言われましたけれども、グラフとか表が8社中で一番多くて、自主学习にも適するということです。

その他、調査委員会からは、内容など良くて、地理的なことというのは支障にならないというコメントをいただいていますし、もうこれについては、本当に胸を張って大阪書籍がいいのではないかと私は言い切れるぐらいです。

安本委員から、追加のご意見ちょうだいして。

安本委員 はい。

委員長 そういうご意見等いかがですか。

大蔵委員 私も大阪書籍は東京書籍の次にいいと思っています。ただ、納富教育長のおっしゃるとおり、写真は、どういう切り口にするかで印象が大きく違って来るし、スペースも要します。しかし、他の図表だとかグラフとか、そんなものも、東京書籍もそんなに遜色はないと思うんですよ。似たようなものであると思っています。だから、私は全体のバランスやいろいろな見方からすると、大阪書籍より東京書籍の方が取っ付きやすく、わかっていくのではないかなと思っています。

教育長 おっしゃるとおり、全部当たっていきますと、ビジュアルな写真、表、グラフ、地図、イラスト、この数は東京書籍の方が多いいんです。

大蔵委員 多いでしょう。

教育長 多いんです。ただ、私がやっぱりビジュアルなもの、視覚的に捉えるよりも、中学生がそれを見て、感じた点を考える。これが何を物語っていて、公民つまり日本国民としていかなる行動を起こさなくてはいけないかというヒントになることから言いますと、また、いろいろなビ

ジュアルなものの中でグラフ、表。あと索引ですね、索引を見ながら、自分で考え方を構築していくという思考力を考えますと、大阪書籍の方が勝っているという感じは受けました。しかし、大蔵委員のおっしゃるとおり、写真は総体的に言うと、東京書籍の方が多いです。

大蔵委員 多いですね。

それから、もう一つ、公民というのはちょっと取っ付きの悪い科目なんですよ、子どもにとっては。あまり喜んで毎日家に帰って読もうかというようなものではない。国語の教科書だったらそういうこともあるでしょう。歴史もそれがあるかもしれません。けれども、公民はあまり歓迎するようなものではない。そういうことからすると、ビジュアルで取っ付きのいいというのは、私はいいかなと思っているんです。けれども、大阪書籍もなかなか悪くない教科書です。

委員長 では、公民につきましては、賛意の多い大阪書籍に決定させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、大阪書籍に決定させていただきます。

(傍聴人から不規則発言あり。)

静粛をお願いいたします。

次に、社会の地理的分野の教科書に入らせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

安本委員 よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

安本委員 地理は、我が日本の国土のことを学ぶということで、小学校でもずっと内容としてやってきているので、割合すんなり入れると思います。そうしますと、もう少し一段上に立って、学び方を学ぶという方法が、たくさん示されているものが多いと思います。それで、色使いの工夫とか、もちろんそういうことも見たり、あと、作業するページがいろいろあるなと思ったのと、基礎的な内容から発展的な内容まで充実はしているんですけれどもやや分量が多いかなとか、いろいろ考えたんですけれども、帝国書院の地理の教科書はよかったなというふうに思いました。

委員長 ほかに、よろしく申し上げます。

ほかの方。

宮坂委員 私も、地理につきましては、現用の東京書籍、今、使い慣れているという意味ではないかなと、当初思ったんですが、これに関しては、先生方からの報告書では、文章による記述が少なく、知識、理解については、ちょっと物足りないという指摘もございます。

そうすると、次に子どもの興味を引く学習内容にまとめられると、これは両方まとめられてい

るんですが、帝国書院が浮上するんです。これでもいいかなという感じは持っています。ただ、特に領土問題につきましては、地理ですから大事なことなんですが、領土問題については、北方領土、これは、北方領土は全部載せているんですが、東京書籍が竹島、尖閣諸島の記述が余りないんです。北方領土の問題については、全社載せていますが、やはり一番きちんと、一番深く取り上げているのが日本書籍新社だと私は思っております。竹島、尖閣問題については、わずかに日本書籍新社、それと帝国書院が多少触れている程度でございます。

そういう関係で、私は、東京書籍と帝国書院で、先生方の報告書でも、割合好評でもありますので、帝国書院でよろしいのではないかと、二番手としては従来使っている東京書籍と、そのような感じを持ちました。

もう1点付け加えますと、大阪書籍も私は悪くないと思いましたが、ただ、大阪書籍と日本書籍新社で、取り上げている都道府県に東京都がないんです。もちろん、関東を全然無視しているわけではないんですが、神奈川県なんていうのはあります。やはり首都ですから、東京は載せてもらいたいなという感じがしましたので、大阪書籍はちょっと外しまして、現用の東京書籍、あるいは帝国書院、順番をつければ、帝国書院、東京書籍というところかなと思っております。

大蔵委員 先走ってちょっと言いますと、地理と非常に関連して地図があるわけです。地図帳というのは2社しか出しておりません。東京書籍と帝国書院しかないんです。それからしますと、どちらかの地図をとらなければならない。そうすると、やっぱり東京書籍をとって、東京書籍の地図にするか、帝国書院で帝国書院の地図にするか。それとも、全然組み合わせを変えるかということであります。ちょっと地図の方を言って申しわけないんですが、両方を見比べていきますと、地図はやっぱり老舗の帝国書院がなかなかよくできているんです。そして、それに合わせて教科書を見ていきますと、帝国書院がやはり充実していて、うまく地図とマッチして使いやすい。盛りだくさんで、余白もなく、ぎっしり詰まっているという批判もありますが、しかし私は、多々ますます弁で、多い方が悪くないのではないかと。だから、そういうことからすると、帝国書院が私はいいのではないかなと。それから、引き出し式とか、いろいろなところを工夫も凝らしてありまして、やはり、地理は帝国書院でいいのではないかなと思っております。

委員長 はい。では、教育長。

教育長 これも学習指導要領の光の当て方がありますので、濃淡ありますけれども、それぞれの方針で編集されていて、取り上げた内容ですとか、学習指導要領に示されていない内容の有無ですとか、先ほど話がありました領土問題の取り扱いですとか、違いはそれぞれありますけれども、全部検定を通過しておりますので、これを前提にして考えるということにします。

区民のアンケートで、2人から、特定の教科書についてトレーシングペーパーがかかって非常に使い勝手がいいと、こういう話があるんですが、これはなかなかおもしろいなということを思いました。ただ、それはそれとして、地理でも使い勝手の良さと合わせまして、生徒が自主的な学習を進めていける、その工夫、配慮があるものの方が子どもも望ましいという具合に思います。この場合に、生徒の手助けになるのは、先ほどの公民と同じように、統計資料、あるいは文章で示されたさまざまな資料ですとか図版ですとか、こういったものの充実ですし、調べ方のヒントも多い方がいい。先程安本委員から、学び方を学ばせる工夫が東京書籍の方があるんだということをお話しになりました。確かにそういうことが、

安本委員 帝国書院です。

教育長 帝国書院ですか、ありました。東京書籍にも、それぞれ調べ方について、数多く取り上げられていますし、また、統計資料等についても充実しているように思いました。ただ、全体的にこういったことがしっかりしているのは、帝国書院だと思います。確かに余白もないほどにびっしりいろいろな記述がありまして、子どもにとってみれば、「わあ重いな」ということが言われるかもしれませんが、地理に関心がある生徒、また、これから地理を学習していこうとする生徒、発展的学習をしたり、さまざまな素材から高度な内容を学びとっていこうと、そういう生徒にとってみれば、かなり配慮されているように思いました。

そういうことからして、帝国書院の方が勝っているかなと。現在、東京書籍の方を使っているので、使い勝手から言うと、現場の先生方は、東京書籍の方がいいかもしれませんが、全体として、教師と子どもたちのコミュニケーションをつなぐ、そういう素材とすれば、帝国書院の方が1番目で、2番手が東京書籍かなという考えを持っています。

委員長 もう、帝国書院の方のご意見が多くて、採択の順位づけというのはわかってきたわけなんです。私も、帝国書院については、東京都の事例をクリアに載せてありまして、特に地域別に、1つは八王子、それから臨海部であるとか、それから市街地の郊外についてとか、土地利用についてとか、いろいろページ数を多く割いて、子どもたちの便宜を図るのに好適ではないかというふうに思ったわけです。

また、あと、資料的な優位性については、今、教育長からお話がありましたが、自習に適當だとか、私もよくこういったのを開くのが好きでした。それで、やはり地理を好きになるのには、そういういろいろな資料が多い、挿絵だとか写真なども一番多いというもの、それから、統計資料も一番多いというので、よろしいかなというふうに思っています。

大藏委員 統計資料等については、私何人かの先生に聞きましたら、自分たちでプリントを刷って配ったりしているというんです。その部分の補充はあると思いますが、しかし、それも、もと

もとのところにこういうものが載っていると、それに足りない分とか、それをさらに増幅してわかりやすくする、そういう点でも使いやすいと思いますから、そういう資料が充実しているのはいいですね。

委員長 では、地理的分野につきましては、帝国書院ということにさせていただきます。

では、残りましたのは、地図ですね。地図について、ご意見をお願いします。

大蔵委員 もう、私はさっき言いました帝国書院の教科書と地図と一緒にやった方がいいのではないかと思っています。

委員長 そういう考え方も一つあったということです。

宮坂委員 よろしいですか。

委員長 はい。

宮坂委員 私も、地理的分野で考えたときには、大体、帝国書院と東京書籍、この2つしか地図がないものですから、ほかの会社のなかなか魅力のある教科書はあったんですが、大体この2つに絞って、それで、報告書からの意見でも、ほかの科目については、必ずしも音楽とか、その他の科目については、必ずしも同一会社でなくてもいいんですが、これに関しては、やはり同一の方がいいという意見があったように私は記憶しております。それから考えまして、やはり同一ということになりますと、帝国書院ではないかと、地理的分野を帝国書院に決めたのであれば、地図も帝国書院だというのが私の考えです。

参考までに、東京書籍は、ちょっと活字が不鮮明とか、拡大図が少ないというような指摘も若干あったように記憶しておりますので、その辺から見ましても、帝国書院が妥当ではないかなとは思っております。

委員長 どうぞ。

安本委員 先生方の調査票には、地図と地理は一緒にして欲しいと、その方が使いやすいという、データのにもこっちに載っていてこっちに載っていないとか、重複している場合とか出てくるということでしたので、私も、帝国書院の地図は大変見やすい地図でしたし、内容が充実しているなという印象を持ちました。私も、地図も帝国書院でいいと思っております。

委員長 はい。

教育長 2社、いずれも発展的な内容にも対応できるように工夫されていると思えました。課題もそれぞれに示されていて、なかなか充実している地図だなと思えました。

ただ、比較しますと、調査委員会の報告が指摘しますように、帝国書院の方が、全体としてすっきりした見やすさがあると思います。資料や、例えば、国旗についてもかなりでかいんですね、東京書籍の方は。使いやすさということから言って、引き続き帝国書院の地図を使ったらいかが

かなと思いました。

委員長 私も、地図についても、帝国書院がよろしいのではないかなと思います。皆さん方もお使いになるときに、索引をかなり使うわけですが、日本、それから、世界とも帝国書院の方が多いという、それは大きな決め手になると思います。

それから、あと、印刷の色合いですね。淡い色使いとなっていて、東京書籍と比較すると、帝国書院の方が目が疲れなくて、また、見やすい、疲れないということ、それも表現の問題で入ると思います。

では、地図につきましては、皆さん方、帝国書院ですので、帝国書院にさせていただきます。

これで、前回の教育委員会で採択が決定した教科用図書とあわせて、すべての中学校教科用図書の採択が決定しました。これで、予定された日程はすべて終了いたしました。

庶務課長お願いします。

庶務課長 次回の日程でございますが、定例会は8月24日水曜日、午後2時からでございます。

8月24日水曜日、午後2時でございます。

以上でございます。

委員長 では、よろしく願いいたします。

これで本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。